

I まちづくりの基本目標

1. まちづくりの基本理念と将来像

みよし市のまちづくりにおける普遍的かつ根本的な考え方及び目指すべき 20 年後の将来の姿をまちづくりの基本理念と将来像として示します。

(1) 基本理念

《これまでのみよし市の都市形成について…》

みよし市はもともと、農業を中心に発展してきた市であり、現在も市内に点在する農業用水用のため池がその歴史をあらわしています。昭和に入ってからは、名古屋市と豊田市に近接・隣接する大都市近郊の住宅供給都市として、また、製造業を中心とした産業都市として、急速な発展をとげてきました。

都市形態としては、農地を中心とした土地利用から、三好丘に代表される大規模な住宅市街地や、自動車関連の大規模工業施設、大規模商業施設などの開発が進み、(都)※¹153 号バイパスや東名三好 IC※²なども整備されてきました。

このような急速な発展の中、みよし市は、平成 22 年 1 月 4 日に市制を施行し“三好町”から“みよし市”となりました。



(三好丘地区)

《これからの社会経済動向について…》

我が国の総人口は 2004 年（平成 16 年）の 1 億 2778 万人をピークに減少局面に入っています。国立社会保障・人口問題研究所の推計（令和 5 年推計）によると、人口は 2070 年（令和 52 年） に 8,700 万人まで減少することが予測されています。

第 2 次みよし市総合計画では、目標年次である 2038 年（令和 20 年）までは人口の増加が見込まれていますが、近年は増加数が鈍化しており、いずれ全国的な傾向に沿って人口の減少が生じることになると予想されます。加えて、少子高齢化のさらなる進行や、経済成長率の低迷など、厳しい社会経済情勢が続いている。

こうしたことから、右肩上がりに成長する「都市化社会」から、現在ある資源を有効に生かしながら成熟した社会をつくる「都市型社会」への転換が求められています。

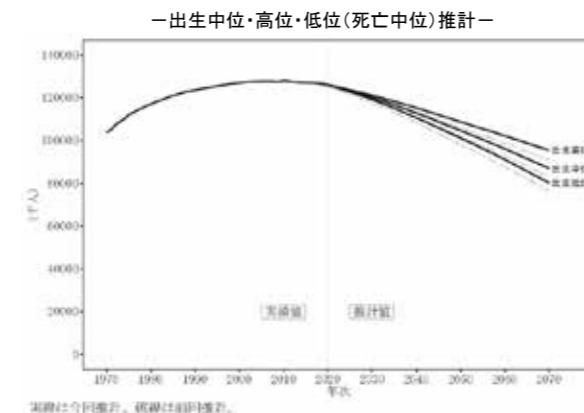


図 我が国の総人口の将来見通し
(出典: 国立社会保障・人口問題研究所)

※¹ (都) : 都市計画道路の略

※² IC : インターチェンジの略

I まちづくりの基本目標

1. まちづくりの基本理念と将来像

(1) 基本理念

《これまでのみよし市の都市形成について…》

みよし市はもともと、農業を中心に発展してきた市であり、現在も市内に点在する農業用水用のため池がその歴史をあらわしています。昭和に入ってからは、名古屋市と豊田市に近接・隣接する大都市近郊の住宅供給都市として、また、製造業を中心とした産業都市として、急速な発展をとげてきました。

都市形態としては、農地を中心とした土地利用から、三好丘に代表される大規模な住宅市街地や、自動車関連の大規模工業施設、大規模商業施設などの開発が進み、(都)※¹153 号バイパスや東名三好 IC※²なども整備されてきました。

このような急速な発展の中、みよし市は、平成 22 年 1 月 4 日に市制を施行し“三好町”から“みよし市”となりました。



(三好丘地区)

《これからの社会経済動向について…》

我が国の総人口は 2004 年（平成 16 年）の 1 億 2778 万人をピークに減少局面に入っています。国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成 29 年 7 月）によると、人口は 2065 年（令和 47 年） に 8,808 万人まで減少することが予測されています。

第 2 次みよし市総合計画では、目標年次である 2038 年（令和 20 年）までは人口の増加が見込まれていますが、近年は増加数が鈍化しており、いずれ全国的な傾向に沿って人口の減少が生じることになると予想されます。加えて、少子高齢化のさらなる進行や、経済成長率の低迷など、厳しい社会経済情勢が続いている。

こうしたことから、右肩上がりに成長する「都市化社会」から、現在ある資源を有効に生かしながら成熟した社会をつくる「都市型社会」への転換が求められています。

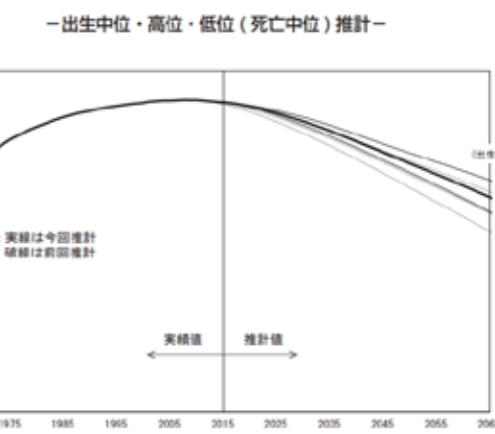


図 我が国の総人口の将来見通し
(出典: 国立社会保障・人口問題研究所)

※¹ (都) : 都市計画道路の略

※² IC : インターチェンジの略

2. まちづくりの基本目標

みよし市の目指すまちづくりの将来像を実現するための大きな施策の方向性をまちづくり目標として示します。

ここでは、みよし市のまちづくりにおける具体的な目標として、以下に示す 6 つの基本目標を定めます。

(まちづくりの基本目標①)

快適な暮らしの環境をコーディネートする

これまでの生活環境づくりは、どちらかと言えば行政が主体となり、暮らしの環境として必要な生活道路や公園、下水道などの都市施設を確保・整備することが主流でした。このような成果として、例えば施行中を含め 9 地区、約 479ha、市街化区域の約 45%で土地区画整理事業が実施されているなど、整った生活環境がみよし市の魅力の一つとなっています。

今後も、都市基盤の整っていない住宅市街地については、引き続き、道路や公園などを整備していくことが必要です。一方で、既に都市基盤が整備されている地区については、道路や公園などの都市施設を維持管理するとともに、地域住民の皆さんが、それぞれの地域に眠っている資源を見直しながら、今以上に暮らしやすく、魅力的な地域づくりのために、周りの環境を自らコーディネートしていく必要があります。このため、道路・公園などの都市施設や建築物だけでなく、都市周辺の緑地や農地などを含む総合的な空間形成を図ることによる美しい景観づくりが求められます。

また、三好丘などの大規模住宅団地においては、同世代が同時期に転居してきているため、将来急速に高齢化が進むことになり、活力の低下などが懸念されます。そのため、新たな世代の入居など世代循環の仕組みづくりに配慮することで地域の持続性の確保が求められます。

さらに、人口減少社会を見据え、必要に応じて居住や都市機能の誘導・集約や、地域住民の皆さんの安定した交通手段の確保とそれをネットワークで結ぶことなど、コンパクトで持続可能なまちづくりを検討していくことも考えられます。

したがって、まちづくりの観点からは、将来を見越した土地利用に関する取り決めなど、周りの環境をコーディネートするための仕組みづくりを進めます。

2. まちづくりの基本目標

ここでは、みよし市のまちづくりにおける具体的な目標として、以下に示す 6 つの基本目標を定めます。

(まちづくりの基本目標①)

快適な暮らしの環境をコーディネートする

これまでの生活環境づくりは、どちらかと言えば行政が主体となり、暮らしの環境として必要な生活道路や公園、下水道などの都市施設を確保・整備することが主流でした。このような成果として、例えば施行中を含め 9 地区、約 479ha、市街化区域の約 45%で土地区画整理事業が実施されているなど、整った生活環境がみよし市の魅力の一つとなっています。

今後も、都市基盤の整っていない住宅市街地については、引き続き、道路や公園などを整備していく必要があります。一方で、既に都市基盤が整備されている地区については、道路や公園などの都市施設を維持管理するとともに、地域住民の皆さんが、それぞれの地域に眠っている資源を見直しながら、今以上に暮らしやすく、魅力的な地域づくりのために、周りの環境を自らコーディネートしていく必要があります。このため、道路・公園などの都市施設や建築物だけでなく、都市周辺の緑地や農地などを含む総合的な空間形成を図ることによる美しい景観づくりが求められます。

また、三好丘などの大規模住宅団地においては、同世代が同時期に転居してきているため、将来急速に高齢化が進むことになり、活力の低下などが懸念されます。そのため、新たな世代の入居など世代循環の仕組みづくりに配慮することで地域の持続性の確保が求められます。

さらに、人口減少社会を見据え、必要に応じて居住や都市機能の誘導・集約や、地域住民の皆さんの安定した交通手段の確保とそれをネットワークで結ぶことなど、コンパクトで持続可能なまちづくりを検討していくことも考えられます。

したがって、まちづくりの観点からは、将来を見越した土地利用に関する取り決めなど、周りの環境をコーディネートするための仕組みづくりを進めます。

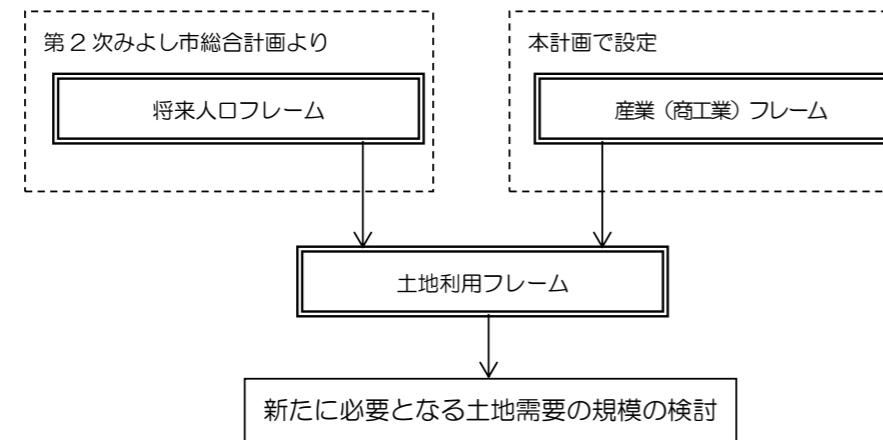
3. 将来フレーム

みよし市の計画的なまちづくりを進めるための将来のまちの状況を示す基本的な指標（将来における人口や産業、土地利用の状況を想定したもの）を将来フレームとして示します。

(1) 将来フレームの考え方

将来の人口、産業および土地利用フレームについては、第2次みよし市総合計画に示される人口指標や、経済指標およびそれに基づく用途別の土地利用計画を踏まえて、将来において新たに必要となる住宅地や工業地などの土地需要の規模について概略の検討を行います。

《将来フレームの考え方のフロー》

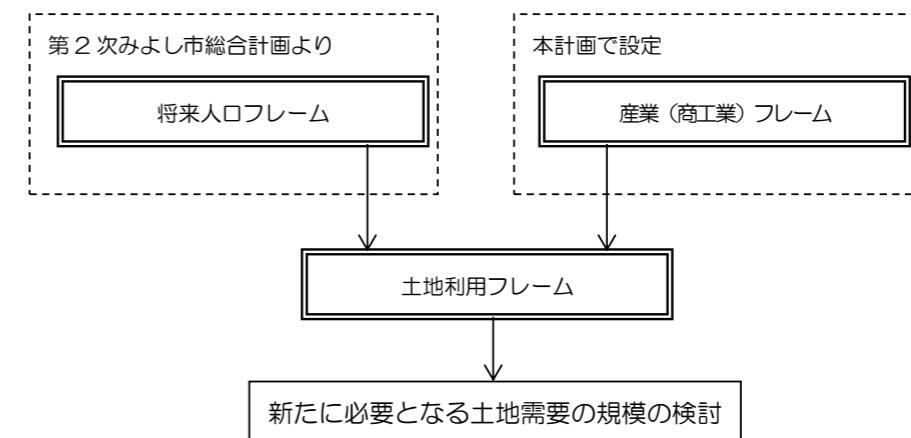


3. 将来フレーム

(1) 将来フレームの考え方

将来の人口、産業および土地利用フレームについては、第2次みよし市総合計画に示される人口指標や、経済指標およびそれに基づく用途別の土地利用計画を踏まえて、将来において新たに必要となる住宅地や工業地などの土地需要の規模について概略の検討を行います。

《将来フレームの考え方のフロー》



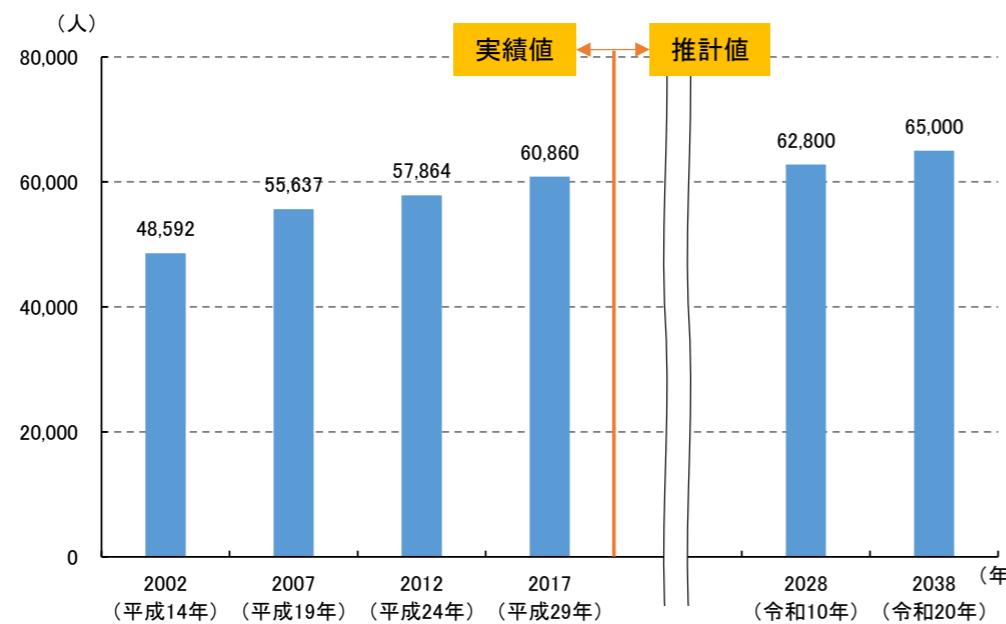
(2) 将来人口フレーム

将来の人口フレームを、以下のように設定します。

表 将来人口フレームの設定

		2017年 (平成29年)	2028年 (令和10年)	2038年 (令和20年)
人口	人	60,860	62,800	65,000
0~14歳	%	16	14	15
15~64歳	%	67	66	60
65歳以上	%	17	20	25

※2017年(平成29年)住民基本台帳人口



(2) 将来人口フレーム

将来の人口フレームを、以下のように設定します。

表 将来人口フレームの設定

		2017年 (平成29年)	2028年 (令和10年)	2038年 (令和20年)
人口	人	60,860	63,700	65,000
0~14歳	%	16	15	15
15~64歳	%	67	65	60
65歳以上	%	17	20	25

※2017年(平成29年)住民基本台帳人口



図 将来人口フレームの設定

(4) 将来土地需要への対応について

将来フレームに基づく土地の需要は、2023年から2028年（令和10年）までの間に、住宅地は約34ha、商業地は約5ha、工業地は約56ha、全体として約95haの新規需要を想定しています。

このうち、下図に示すように約12ha（住宅地約3ha、商業地約2ha、工業地約7ha）が市街化区域内に存在する未利用地（農地および低未利用地）に配分され、残りの約83ha（住宅地約31ha、商業地約3ha、工業地約49ha）が現在の市街化調整区域に配分されることになります。

市街化調整区域への配分は、周辺環境に影響を及ぼさない範囲で計画的に地区計画を定めることを前提に、既存集落に隣接、近接しているところや鉄道駅・東名三好IC周辺、幹線道路沿道および大規模な既存工業地域隣接地などにおいて開発を許容していく方針とします。このうち市街化区域に隣接するところなど市街化区域編入要件を満たす地区については、将来的に市街化区域へ編入します。

また、長期的には、2038年（令和20年）頃には住宅地、商業地、工業地を合わせて、更に約113haの土地需要が想定されますが、今後の社会情勢には不確かな要素も多いため、適切な見直しも含めて慎重に対応します。

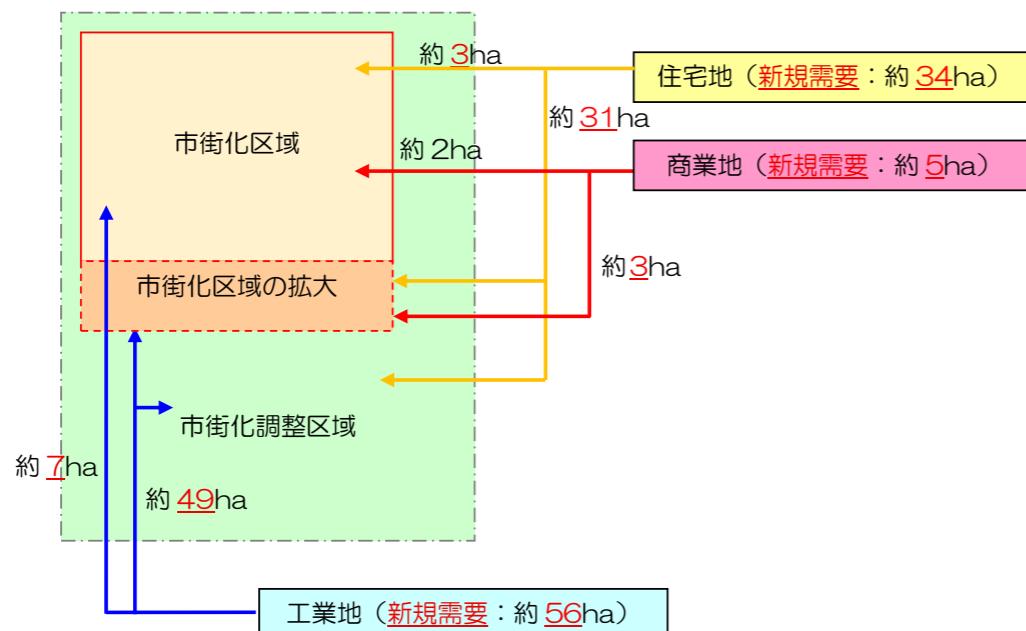


図 将来土地需要(2023-2028)に対する配分イメージ

(4) 将来土地需要への対応について

将来フレームに基づく土地の需要は、2013年から2028年（令和10年）までの間に、住宅地は約79ha、商業地は約6ha、工業地は約82ha、全体として約167haの増加を想定しています。

このうち、下図に示すように約35ha（住宅地約27ha、商業地約2ha、工業地約6ha）が市街化区域内に存在する未利用地（農地および低未利用地）に配分され、残りの約132ha（住宅地約52ha、商業地約4ha、工業地約76ha）が現在の市街化調整区域に配分されることになります。

市街化調整区域への配分は、周辺環境に影響を及ぼさない範囲で計画的に地区計画を定めることを前提に、既存集落に隣接、近接しているところや鉄道駅・東名三好IC周辺、幹線道路沿道および大規模な既存工業地域隣接地などにおいて開発を許容していく方針とします。このうち市街化区域に隣接するところなど市街化区域編入要件を満たす地区については、将来的に市街化区域へ編入します。

また、長期的には、2038年（令和20年）頃には住宅地、商業地、工業地を合わせて、更に約85haの土地需要が想定されますが、今後の社会情勢には不確かな要素も多いため、適切な見直しも含めて慎重に対応します。

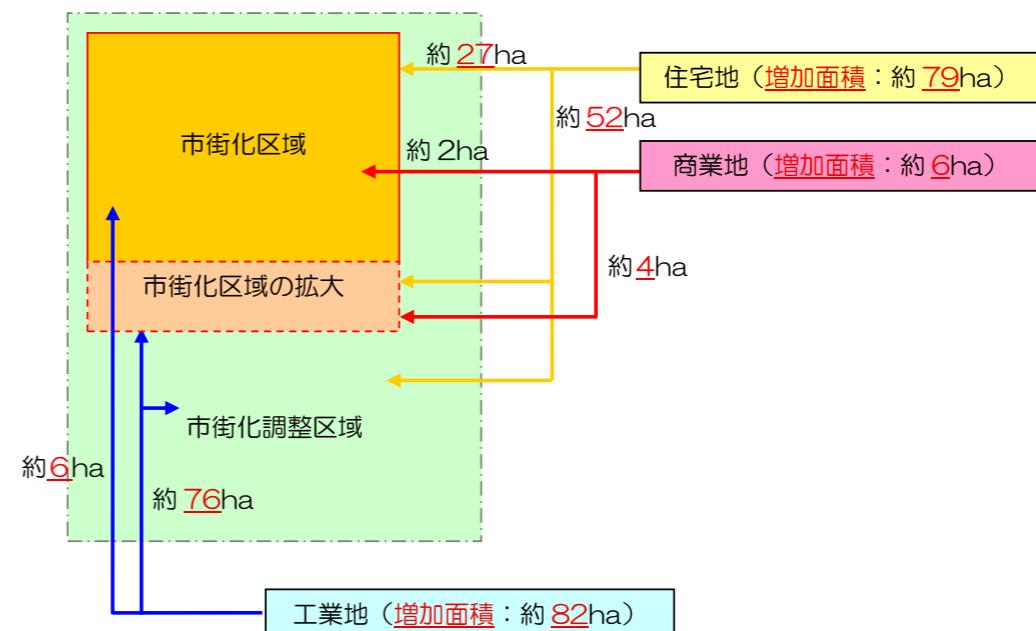


図 将来土地需要の配分イメージ

(5) 将来土地利用フレーム

将来土地需要の対応から、将来の土地利用フレームを、以下のように設定します。

表 将来土地利用フレームの設定

(単位：ha)

	2023年 (令和5年)	2028年 (令和10年)	2038年 (令和20年)
住宅地域	1,041	1,075	1,129
商業地域	34	39	44
工業地域	414	470	524
農業等地域	1,492	1,397	1,284
自然保全等地域	238	238	238
計	3,219	3,219	3,219

表 将来土地利用フレームの設定

(単位：ha)

	2013年 (平成25年)	2028年 (令和10年)	2038年 (令和20年)
住宅地域	1,024	1,076	1,102
商業地域	34	38	43
工業地域	401	477	531
農業等地域	1,522	1,390	1,305
自然保全等地域	238	238	238
計	3,219	3,219	3,219

	2023年－2028年の 増減面積	2028年－2038年の 増減面積
住宅地域	34	54
商業地域	5	5
工業地域	56	54
農業等地域	▲95	▲113
自然保全等地域	0	0

※住宅地域、商業地域、工業地域の増減面積は、道路・公園などの公共用地を含んでいます。

	2013年－2028年の 増減面積	2028年－2038年の 増減面積
住宅地域	52	26
商業地域	4	5
工業地域	76	54
農業等地域	▲132	▲85
自然保全等地域	0	0

※住宅地域、商業地域、工業地域の増減面積は、道路・公園などの公共用地を含んでいます。

4. 将来都市構造

みよし市の目指すまちづくりの将来像を実現するための都市を形づくる空間的な構造について、拠点や軸、土地利用（ゾーン）などの特徴を将来都市構造として示します。

（1）広域的な位置付けについて

名古屋市、豊田市に近接、隣接するみよし市は、愛知県や広域圏における計画において、内陸型工業地帯として、また、都市近郊型住宅供給地としての役割が位置付けられています。

このような中で、名古屋都市圏における高速交通網と主要都市の配置は下図のようになっており、名古屋市の都心核を中心として、放射・環状の交通形態を構築していることが分かります。みよし市は名古屋市の東側に位置し、二つの環状軸（東名阪自動車道、東海環状自動車道）の間に位置し、東名高速道路が東西に通っています。また、みよし市において、東名高速道路や（都）153号バイパスなど、東西方向の動線（すなわち名古屋都市圏における放射軸）は充実していますが、南北方向の道路整備が遅れています。

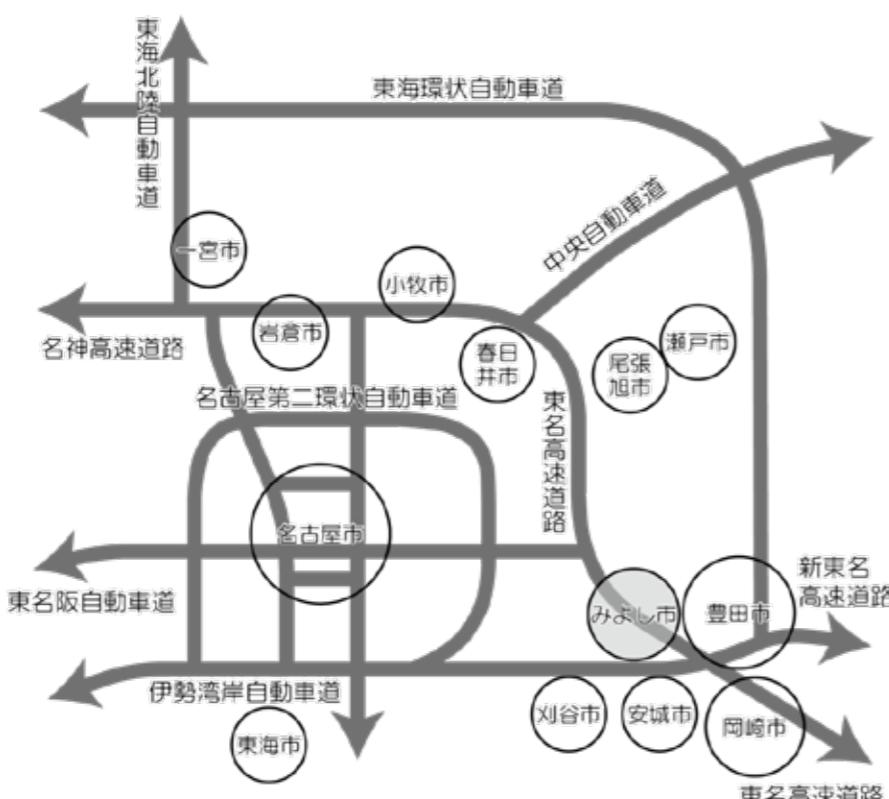


図 名古屋都市圏における高速交通網と主要都市の配置状況

4. 将来都市構造

（1）広域的な位置付けについて

名古屋市、豊田市に近接、隣接するみよし市は、愛知県や広域圏における計画において、内陸型工業地帯として、また、都市近郊型住宅供給地としての役割が位置付けられています。

このような中で、名古屋都市圏における高速交通網と主要都市の配置は下図のようになっており、名古屋市の都心核を中心として、放射・環状の交通形態を構築していることが分かります。みよし市は名古屋市の東側に位置し、二つの環状軸（東名阪自動車道、東海環状自動車道）の間に位置し、東名高速道路が東西に通っています。また、みよし市において、東名高速道路や（都）153号バイパスなど、東西方向の動線（すなわち名古屋都市圏における放射軸）は充実していますが、南北方向の道路整備が遅れています。

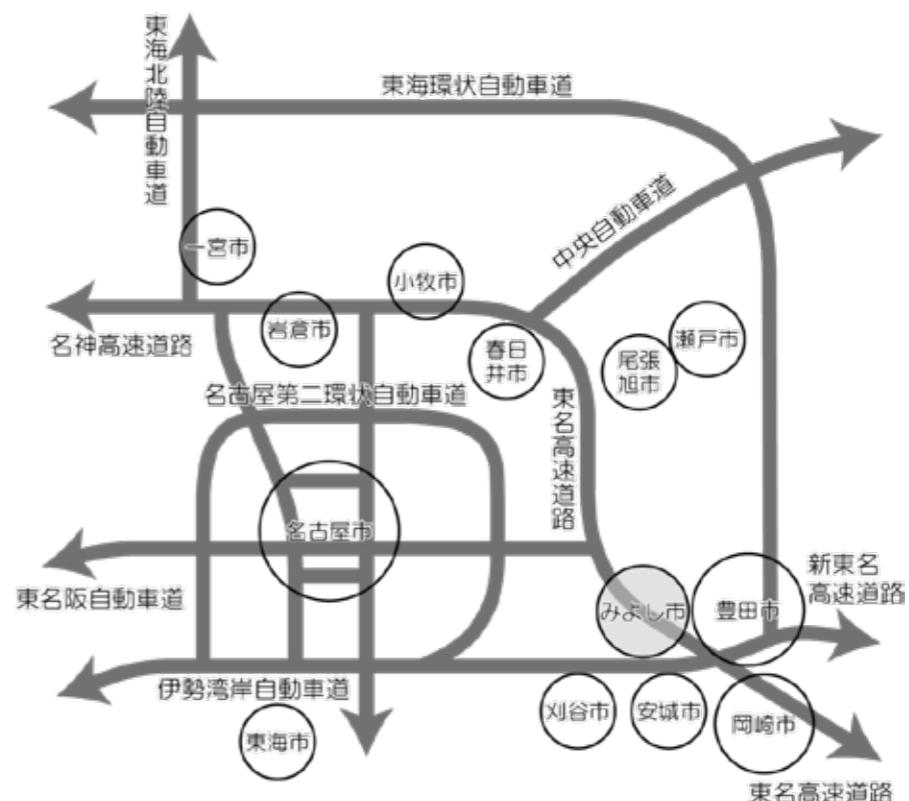


図 名古屋都市圏における高速交通網と主要都市の配置状況

《ゾーニング》

⇒ 基本的な土地の使い方を定める区域

① 住宅・商業市街地ゾーン

このゾーンでは、地域の状況に応じた快適かつ、利便性の高い市街地環境の形成を図ります。

② 工業市街地ゾーン

既に工業施設が立地している地区については、その機能の維持と環境の保全を図ります。また、新たに企業誘致などを進める地区については、周辺環境や景観にも配慮しつつ進めます。

③ 自然緑地ゾーン

市北部に位置する、ある程度まとまとった丘陵地については自然緑地ゾーンとして位置付け、貴重な樹木や樹林を保全し、土地の保水能力などの公益的機能を維持するとともに、良好な丘陵地景観・里山風景を保全・創出に努めます。

④ 田園・集落ゾーン

市街地外でかつ丘陵地ではない地区については、田園・集落ゾーンとして、ゆとりある田園風景と調和しながら、居住環境の改善・向上を進めていきます。

⑤ 新市街地検討ゾーン（住居系）

市街地に隣接した地区については、新市街地検討ゾーン（住居系）として、将来人口（目標年次における住宅地域の将来土地利用フレーム）を踏まえながら、土地区画整理事業、地区計画などを活用した計画的な住宅地形成を目指し、将来的な市街化区域への編入を検討します。

⑥ 新市街地検討ゾーン（工業系）

市街地に隣接した地区については、新市街地検討ゾーン（工業系）として、目標年次における工業地域の将来土地利用フレームを踏まえながら、土地区画整理事業、地区計画などを活用した計画的な工業地形成を目指し、将来的な市街化区域への編入を検討し

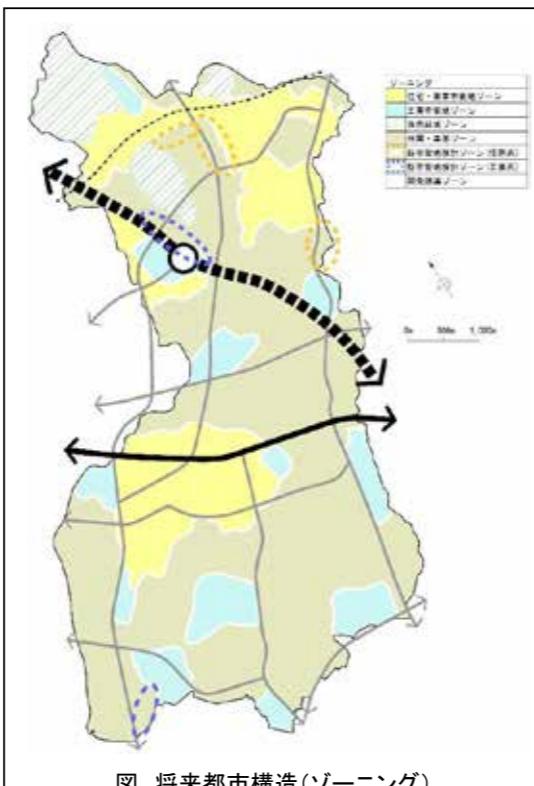


図 将来都市構造(ゾーニング)

《ゾーニング》

⇒ 基本的な土地の使い方を定める区域

① 住宅・商業市街地ゾーン

このゾーンでは、地域の状況に応じた快適かつ、利便性の高い市街地環境の形成を図ります。

② 工業市街地ゾーン

既に工業施設が立地している地区については、その機能の維持と環境の保全を図ります。また、新たに企業誘致などを進める地区については、周辺環境や景観にも配慮しつつ進めます。

③ 自然緑地ゾーン

市北部に位置する、ある程度まとまとった丘陵地については自然緑地ゾーンとして位置付け、貴重な樹木や樹林を保全し、土地の保水能力などの公益的機能を維持するとともに、良好な丘陵地景観・里山風景を保全・創出に努めます。

④ 田園・集落ゾーン

市街地外でかつ丘陵地ではない地区については、田園・集落ゾーンとして、ゆとりある田園風景と調和しながら、居住環境の改善・向上を進めていきます。

⑤ 新市街地検討ゾーン（住居系）

市街地に隣接した地区については、新市街地検討ゾーン（住居系）として、将来人口（目標年次における住宅地域の将来土地利用フレーム）を踏まえながら、土地区画整理事業、地区計画などを活用した計画的な住宅地形成を目指し、将来的な市街化区域への編入を検討します。

⑥ 新市街地検討ゾーン（工業系）

市街地に隣接した地区については、新市街地検討ゾーン（工業系）として、目標年次における工業地域の将来土地利用フレームを踏まえながら、土地区画整理事業、地区計画などを活用した計画的な工業地形成を目指し、将来的な市街化区域への編入を検討し

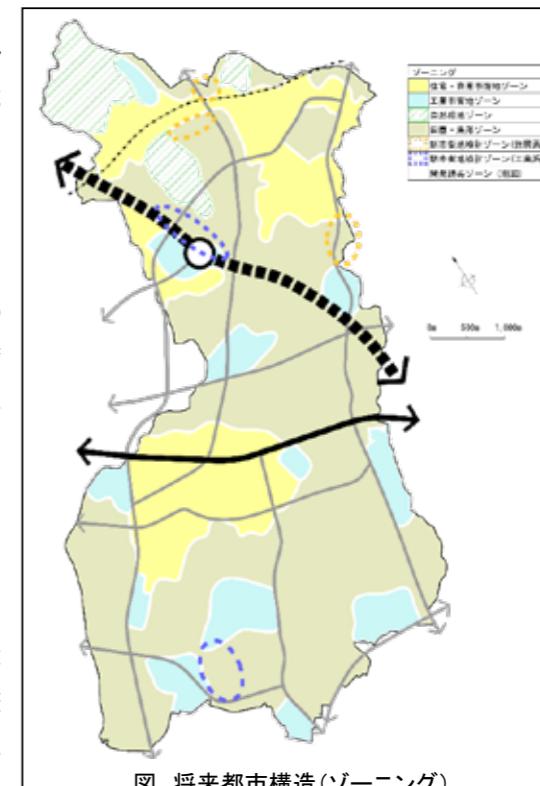


図 将来都市構造(ゾーニング)

I まちづくりの基本目標

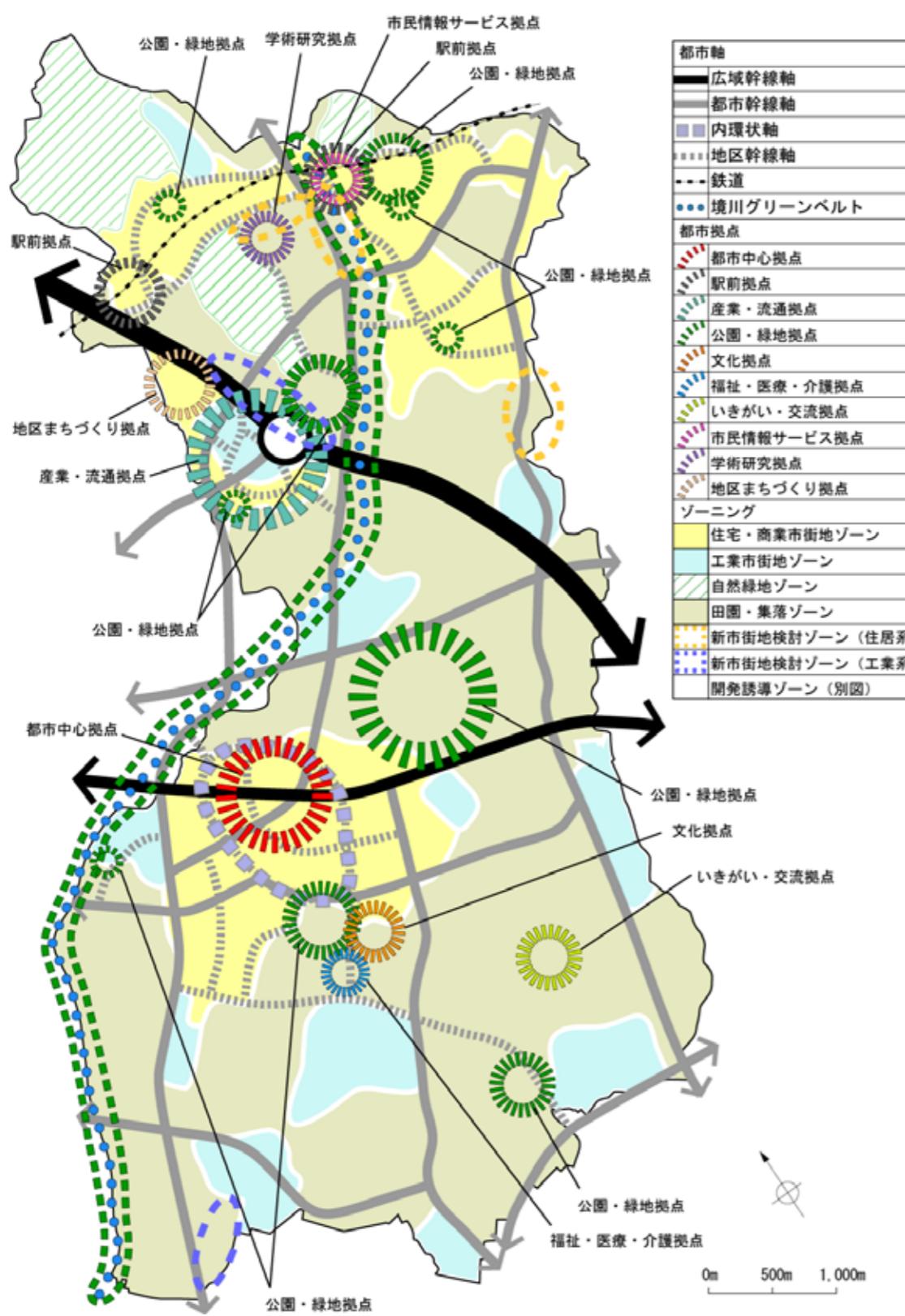


図 将来都市構造

I まちづくりの基本目標

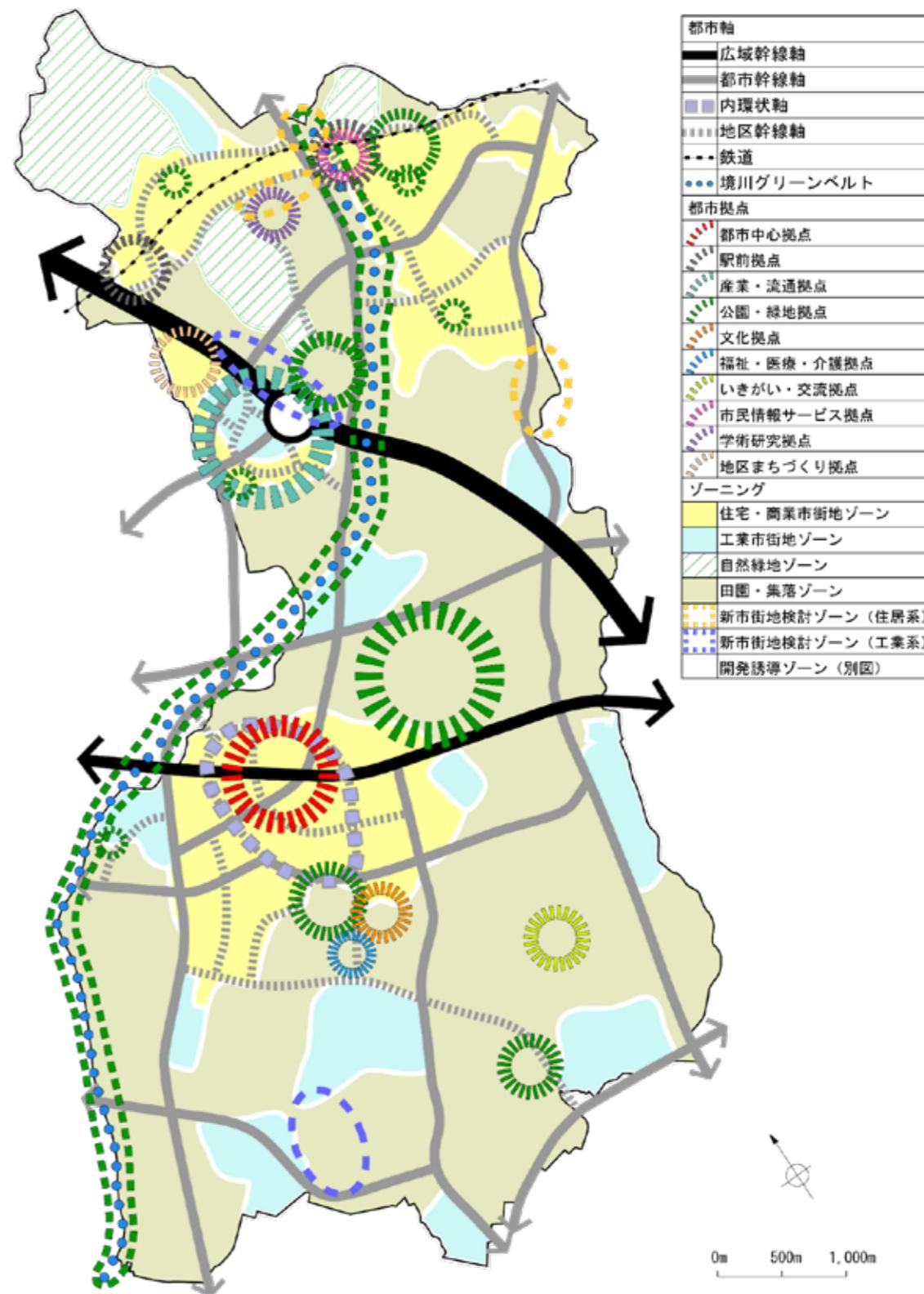


図 将来都市構造

I まちづくりの基本目標

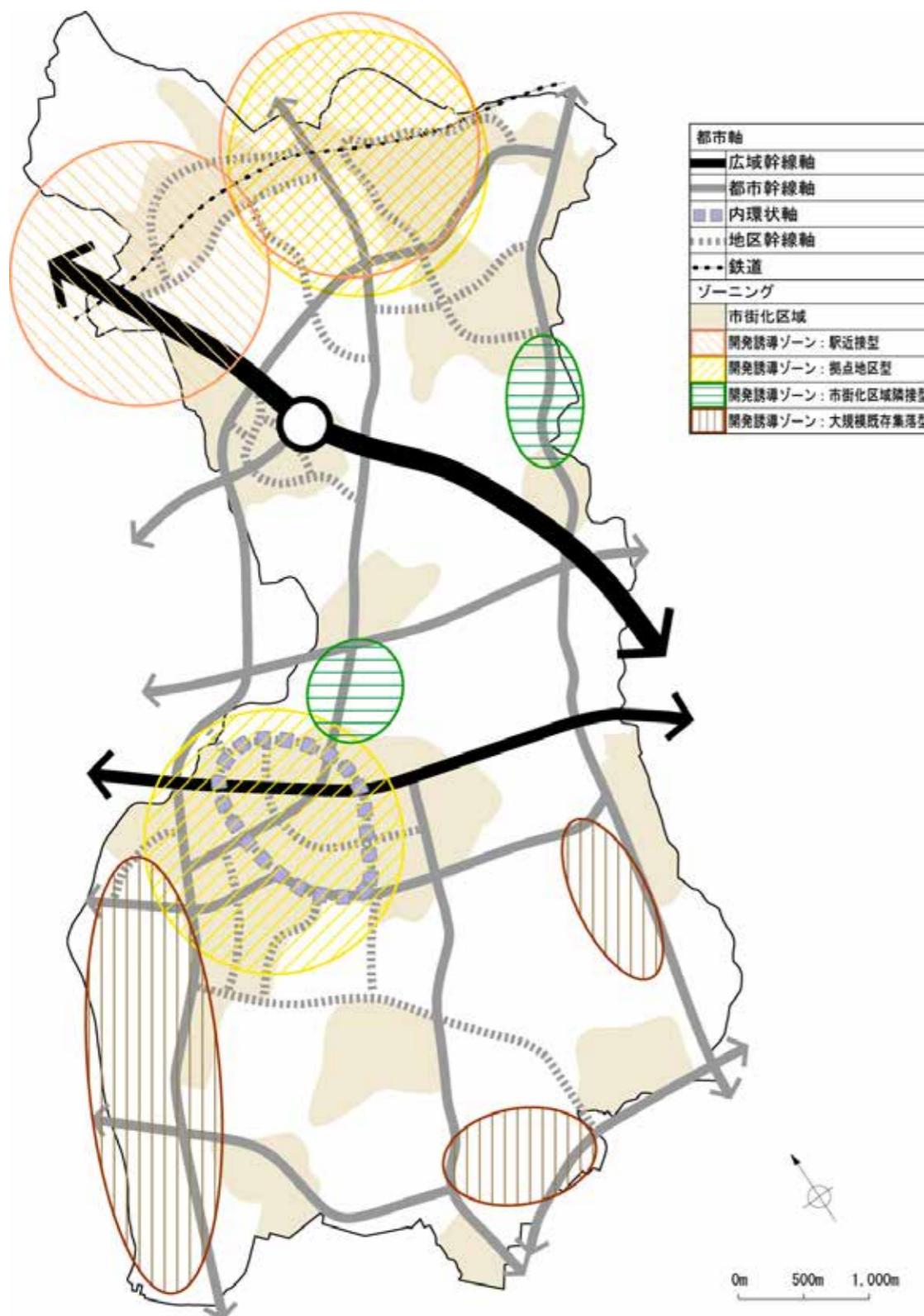


図 開発誘導ゾーン(住居系)

I まちづくりの基本目標

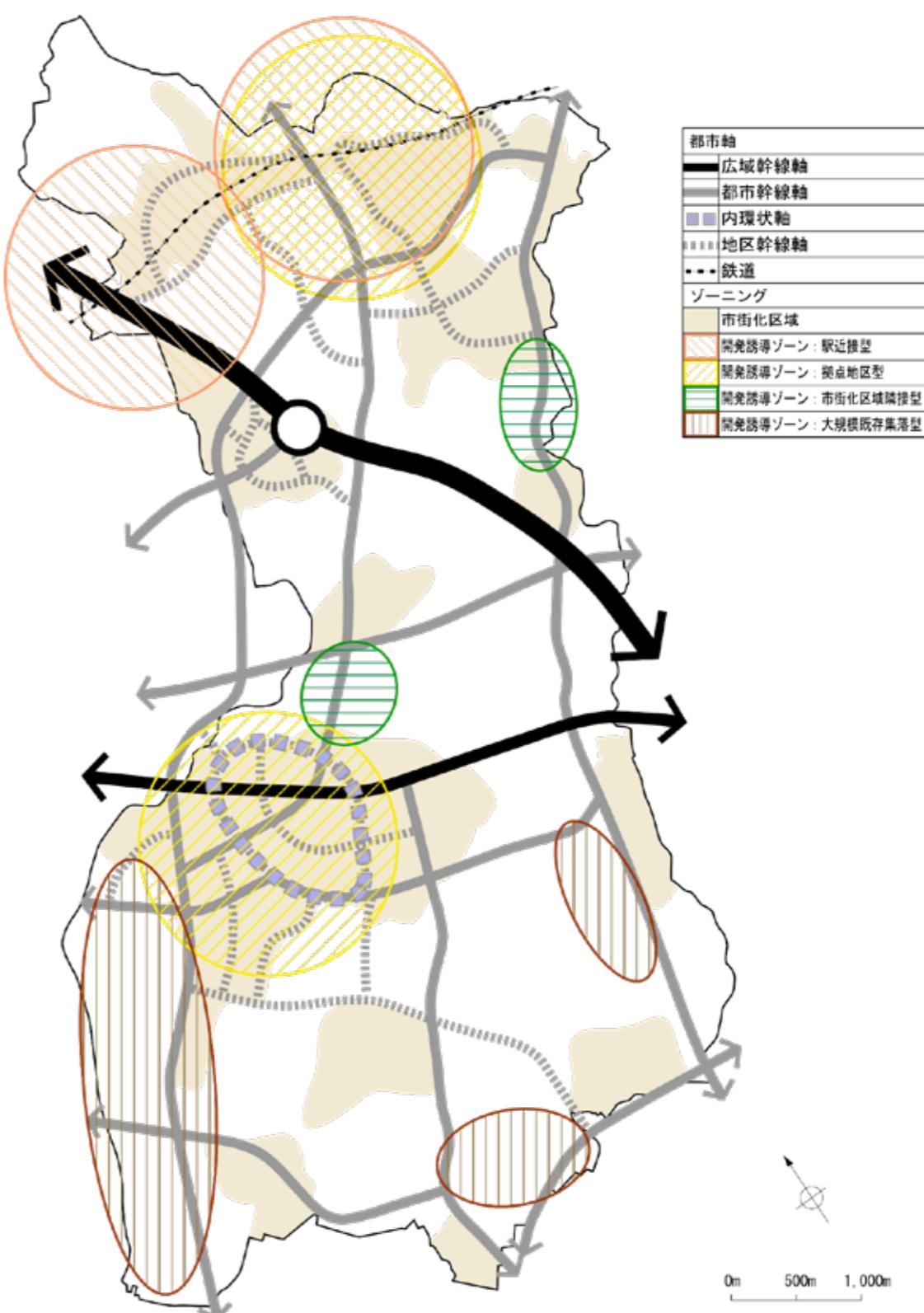


図 開発誘導ゾーン(住居系)

新

I まちづくりの基本目標

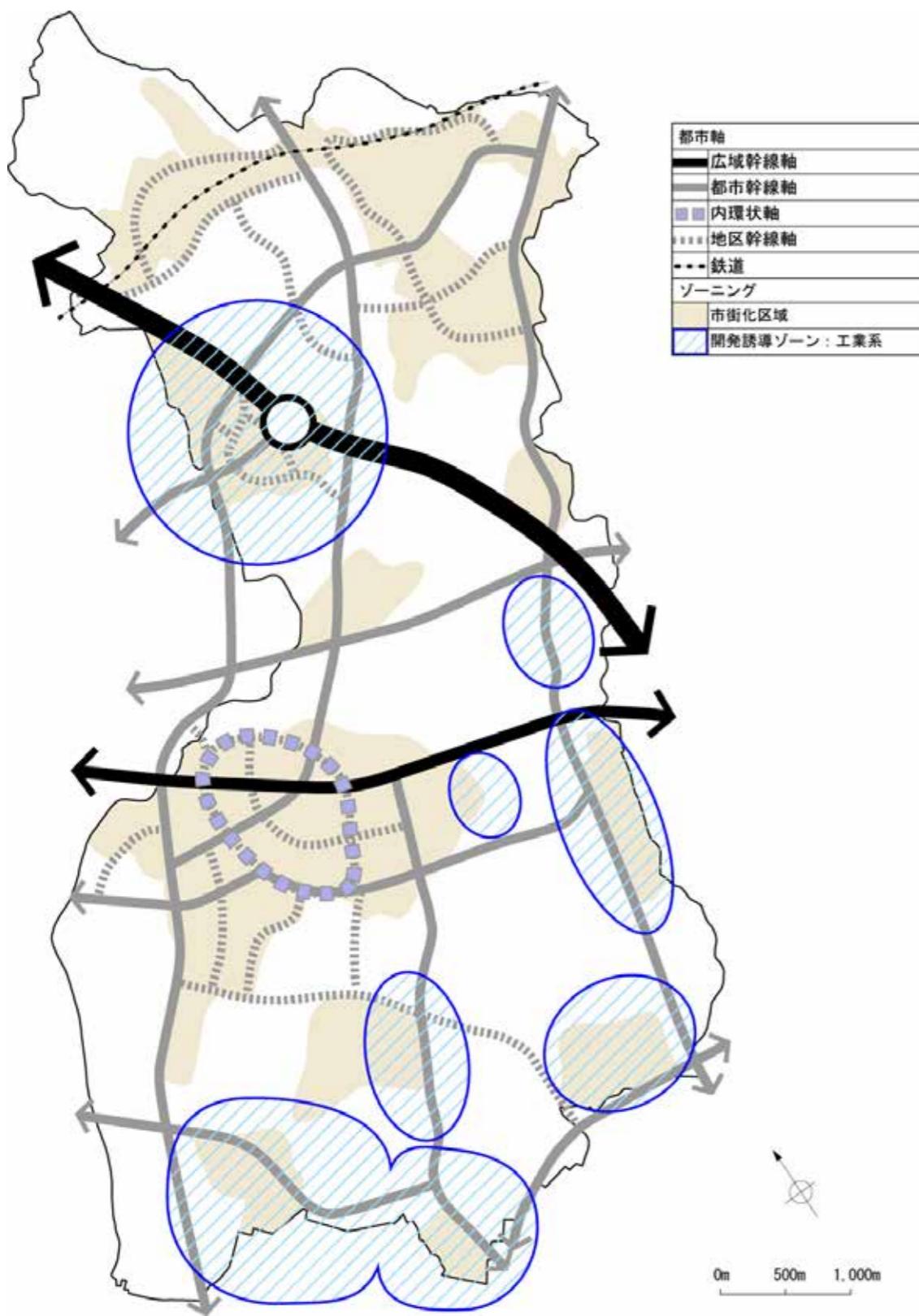


図 開発誘導ゾーン(工業系)

I -23

旧

I まちづくりの基本目標

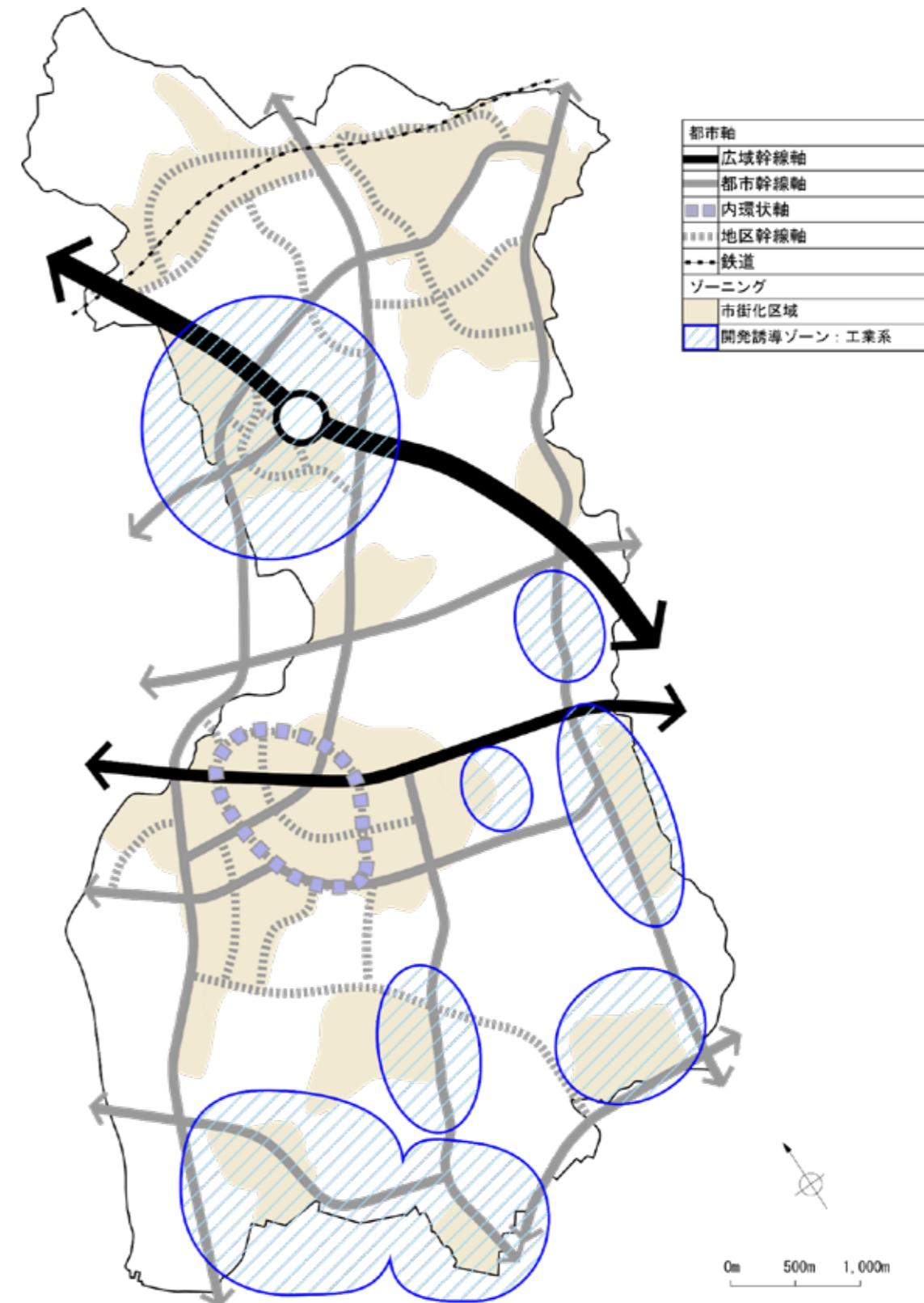


図 開発誘導ゾーン(工業系)

I -23

Ⅱ まちづくりの基本計画

1. 土地利用の規制・誘導方針

みよし市の目指すまちづくりの将来都市構造を実現するための土地利用（ゾーン）を具体化し、その土地利用の基本的ルールを土地利用の規制・誘導方針として示します。

(1) 土地利用の基本理念

まちづくりの基本理念で整理したとおり、これからのみよし市のまちづくりでは、開発を前提とした都市づくりではなく、自然や緑と調和・共存した総合的な都市空間づくりを目指します。

このような中で、土地は都市空間を形成するもっとも基本的な要素であり、土地をどのように利用するか、ということは都市づくりの根幹です。また、土地は公的な性格と私的な性格の両方を有していることから、計画的な土地利用を進めるためには、様々な規制や誘導を行うことが必要になります。

これらのことと踏まえ、これからのみよし市の土地利用の規制や誘導にあたって、次のような基本理念を掲げます。

（土地利用の基本理念①）

自然環境の保全と共生を前提とした土地利用

人口増加や経済成長が右肩上がりに伸びていた時期においては、増加し続ける宅地需要を満たすため、「開発することを前提とした土地利用」が進められてきました。しかし、社会経済情勢の変化に伴い、景気低迷や宅地需要の低下など前提条件の変化だけでなく、都市生活における自然の価値の再評価や、自然との共生志向など、開発と保全に関する人々の意識が大きく変わってきているといえます。

みよし市では、現在、まだ人口が増加傾向にありますが、住民意識では、自然や緑の環境に対する評価が高くなっています。このような中で、土地利用の規制・誘導は、まちづくりの基本理念を踏まえ、はじめに「自然環境の保全と共生」があって、それから開発を考えることを原則とします。

Ⅱ まちづくりの基本計画

1. 土地利用の規制・誘導方針

(1) 土地利用の基本理念

まちづくりの基本理念で整理したとおり、これからのみよし市のまちづくりでは、開発を前提とした都市づくりではなく、自然や緑と調和・共存した総合的な都市空間づくりを目指します。

このような中で、土地は都市空間を形成するもっとも基本的な要素であり、土地をどのように利用するか、ということは都市づくりの根幹です。また、土地は公的な性格と私的な性格の両方を有していることから、計画的な土地利用を進めるためには、様々な規制や誘導を行うことが必要になります。

これらのことと踏まえ、これからのみよし市の土地利用の規制や誘導にあたって、次のような基本理念を掲げます。

（土地利用の基本理念①）

自然環境の保全と共生を前提とした土地利用

人口増加や経済成長が右肩上がりに伸びていた時期においては、増加し続ける宅地需要を満たすため、「開発することを前提とした土地利用」が進められてきました。しかし、社会経済情勢の変化に伴い、景気低迷や宅地需要の低下など前提条件の変化だけでなく、都市生活における自然の価値の再評価や、自然との共生志向など、開発と保全に関する人々の意識が大きく変わってきたといえます。

みよし市では、現在、まだ人口が増加傾向にありますが、住民意識では、自然や緑の環境に対する評価が高くなっています。このような中で、土地利用の規制・誘導は、まちづくりの基本理念を踏まえ、はじめに「自然環境の保全と共生」があって、それから開発を考えることを原則とします。

新

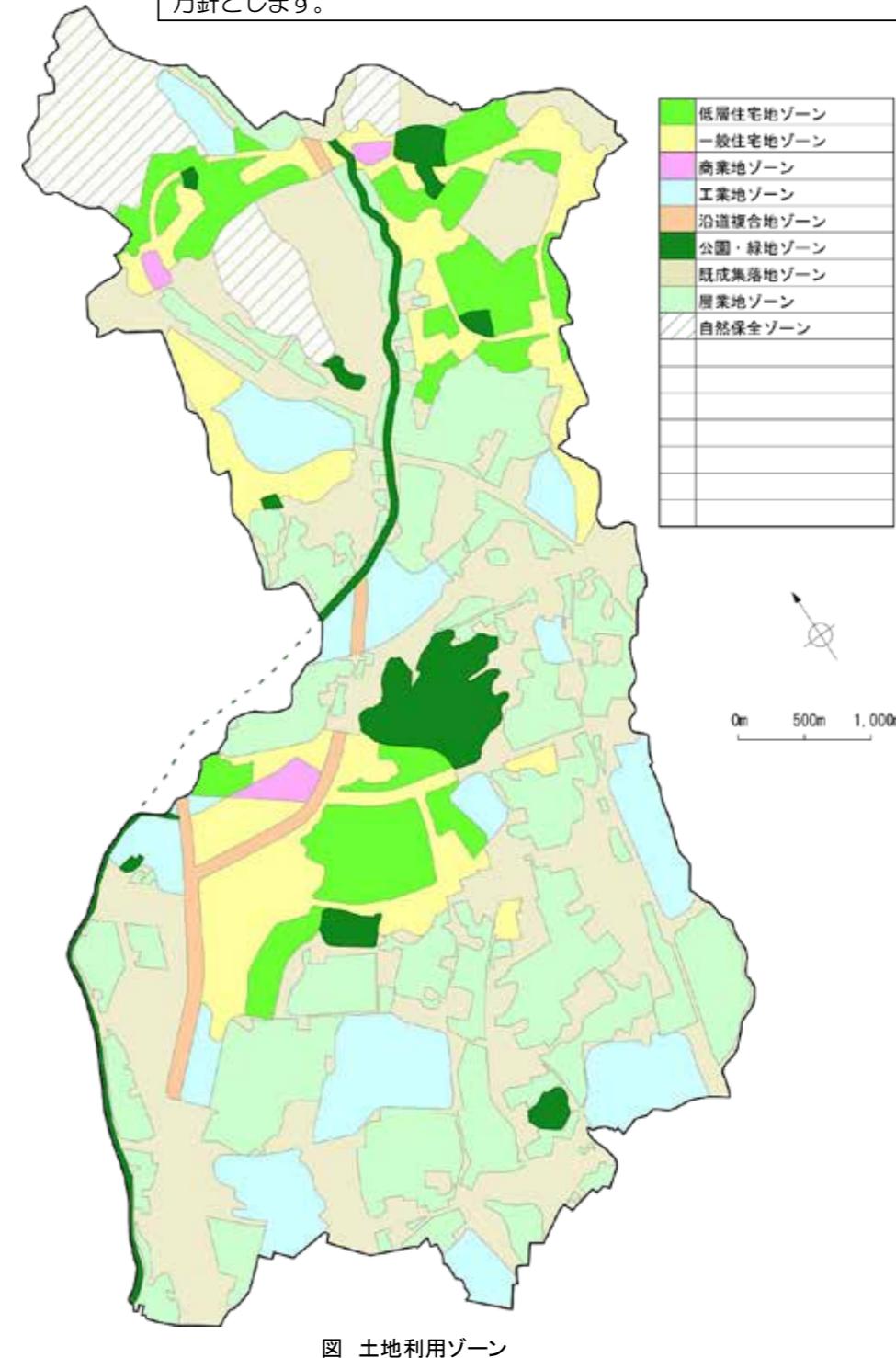
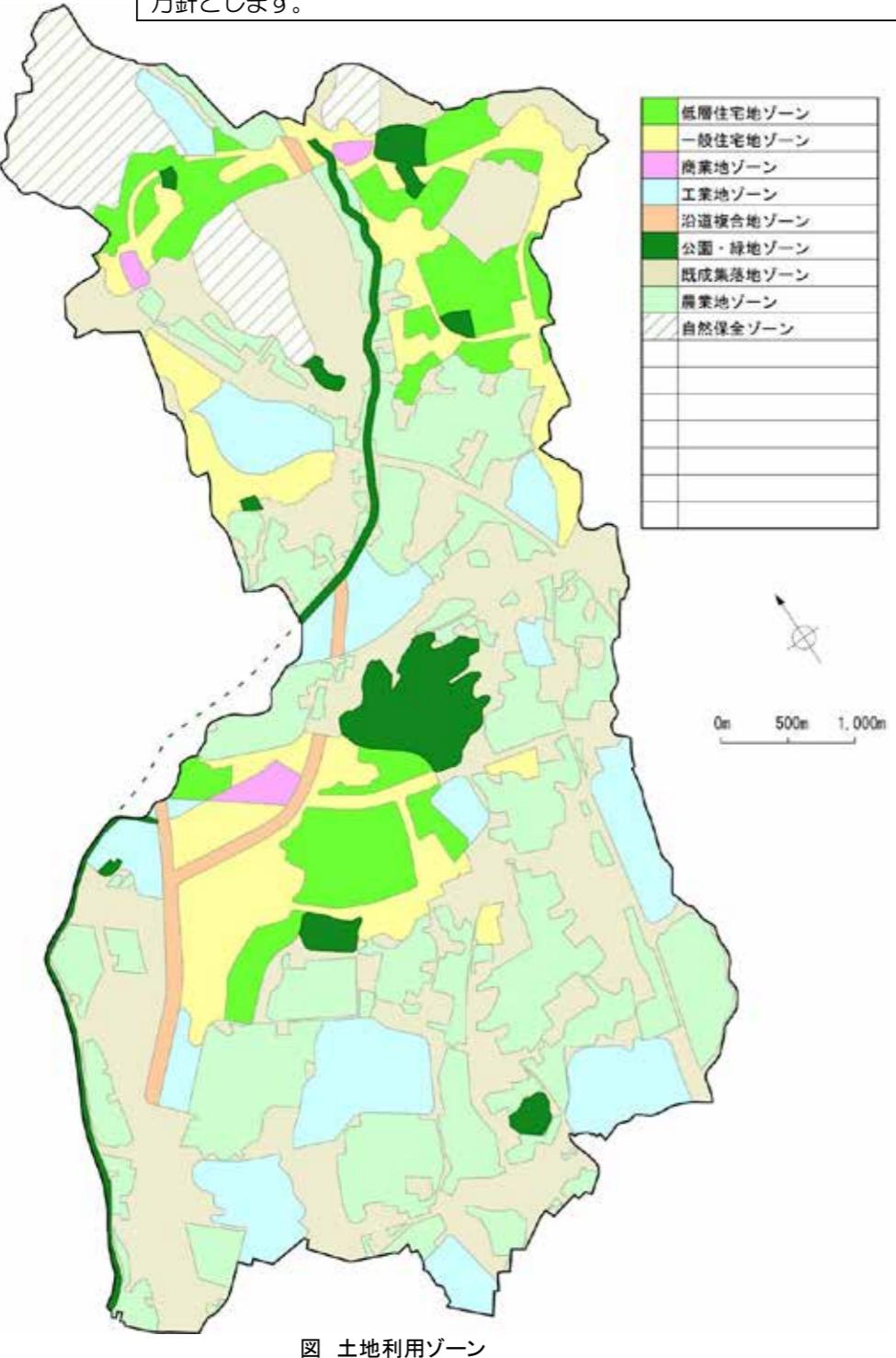
旧

II まちづくりの基本計画

II まちづくりの基本計画

※「開発誘導ゾーン」において、地区計画などの具体的な計画が明確になった時点で順次土地利用ゾーン図と土地利用誘導区域図を変更する方針とします。

※「開発誘導ゾーン」において、地区計画などの具体的な計画が明確になった時点で順次土地利用ゾーン図と土地利用誘導区域図を変更する方針とします。



■土地利用規制・誘導方針のまとめ

(1) 土地利用の基本理念

①自然環境の保全と共生を前提とした土地利用

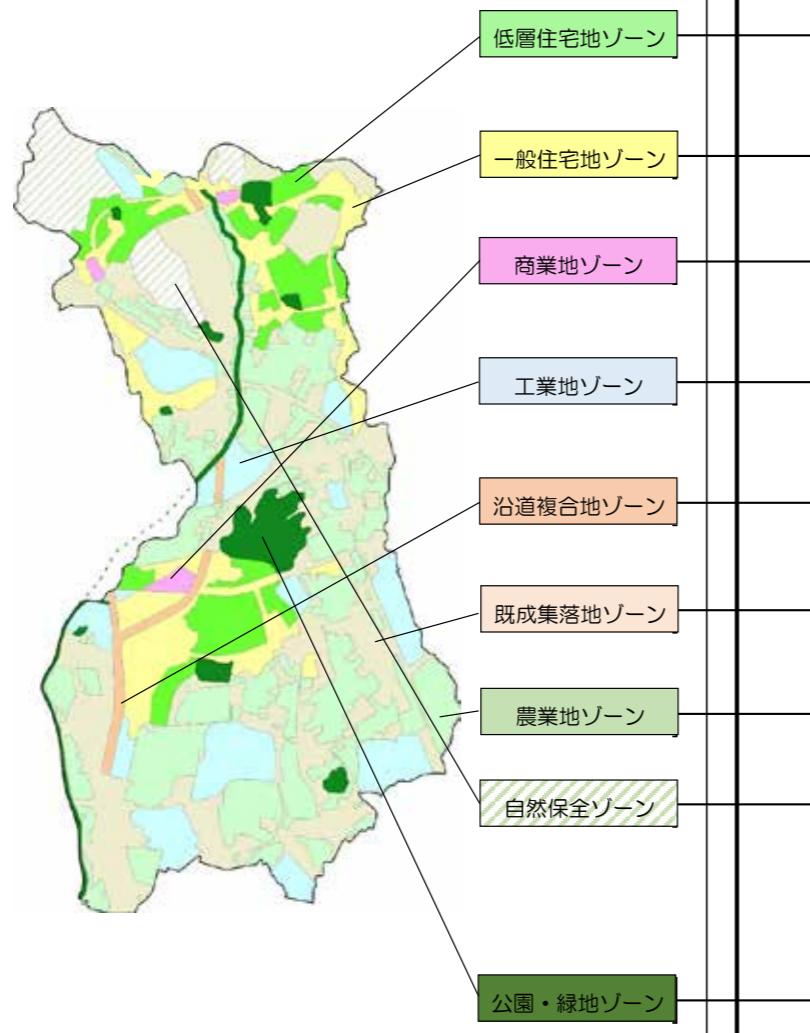
②住民・事業者・行政との共通認識の形成と協働

③効果的・効率的な利用の促進

(2) 土地利用配置・誘導の基本方針

- ①土地利用配置の考え方
- 住居系市街地 ⇒ 市北部及び中部に配置
 - 商業系市街地 ⇒ (都)153号バイパスと(都)豊田知立線の交差部と駅周辺に配置
 - 工業系市街地 ⇒ 東名三好IC周辺をはじめとして、市街地郊外に配置
 - その他 ⇒ 市北部の丘陵地やため池に自然保全地を配置また、市街地の間や市西部、南部において、既成集落地と農業地を配置

②ゾーン別土地利用の方針



■土地利用規制・誘導方針のまとめ

(1) 土地利用の基本理念

①自然環境の保全と共生を前提とした土地利用

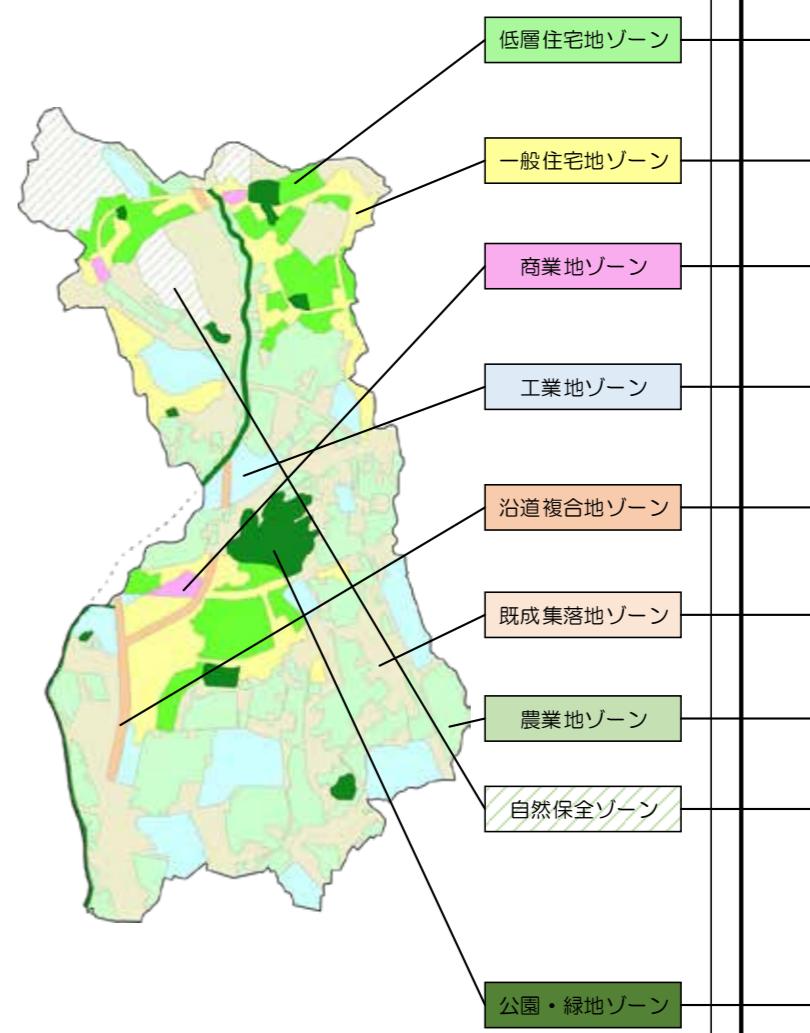
②住民・事業者・行政との共通認識の形成と協働

③効果的・効率的な利用の促進

(2) 土地利用配置・誘導の基本方針

- ①土地利用配置の考え方
- 住居系市街地 ⇒ 市北部及び中部に配置
 - 商業系市街地 ⇒ (都)153号バイパスと(都)豊田知立線の交差部と駅周辺に配置
 - 工業系市街地 ⇒ 東名三好IC周辺をはじめとして、市街地郊外に配置
 - その他 ⇒ 市北部の丘陵地やため池に自然保全地を配置また、市街地の間や市西部、南部において、既成集落地と農業地を配置

②ゾーン別土地利用の方針



2. 道路・交通の方針

みよし市の目指すまちづくりの将来都市構造を実現するため、道路網の整備や公共交通の整備などの視点から、おおむね 20 年間を見据えて取り組むべき施策の基本的方向を道路・交通の方針として示します。

(1) 基本方針

(道路・交通の基本方針)

特色ある地域を結び、安全で便利な人の移動を確保する

本市は、東名高速道路や東名三好 IC、(都) 国道 153 号バイパスなど、広域的な交通条件が整備されていますが、これらの広域交通へのアクセスを担う道路や都市内道路網のネットワークが未形成の状況にあります。

このため、都市幹線道路や補助幹線道路など、段階構成に応じた分かりやすい道路網の整備を進め、都市内道路のネットワークを確立することにより、都市内各地域を結び、都市機能の連携の強化を図るとともに、産業交通と生活交通の分離、市南北方向の連絡の強化および東名三好 IC へのアクセス向上や日常生活空間としての道路や歩行者・自転車が利用する道路の整備およびネットワークの充実を図ります。

また、人にやさしい公共交通を充実し、歩行者や交通弱者の視点に立った、安全で快適な交通環境づくりを進めます。

道路・交通の方針

- ①幹線道路の整備 ────────── 《内環状軸の整備》
└───────── 《幹線道路の整備》
- ②人にやさしく安全な道路の整備 ────────── 《生活道路などの充実》
└───────── 《自転車・歩行者空間の充実》
- ③公共交通の充実 ────────── 《公共交通の充実》

2. 道路・交通の方針

(1) 基本方針

(道路・交通の基本方針)

特色ある地域を結び、安全で便利な人の移動を確保する

本市は、東名高速道路や東名三好 IC、(都) 国道 153 号バイパスなど、広域的な交通条件が整備されていますが、これらの広域交通へのアクセスを担う道路や都市内道路網のネットワークが未形成の状況にあります。

このため、都市幹線道路や補助幹線道路など、段階構成に応じた分かりやすい道路網の整備を進め、都市内道路のネットワークを確立することにより、都市内各地域を結び、都市機能の連携の強化を図るとともに、産業交通と生活交通の分離、市南北方向の連絡の強化および東名三好 IC へのアクセス向上や日常生活空間としての道路や歩行者・自転車が利用する道路の整備およびネットワークの充実を図ります。

また、人にやさしい公共交通を充実し、歩行者や交通弱者の視点に立った、安全で快適な交通環境づくりを進めます。

道路・交通の方針

- ①幹線道路の整備 ────────── 《内環状軸の整備》
└───────── 《幹線道路の整備》
- ②人にやさしく安全な道路の整備 ────────── 《生活道路などの充実》
└───────── 《自転車・歩行者空間の充実》
- ③公共交通の充実 ────────── 《公共交通の充実》

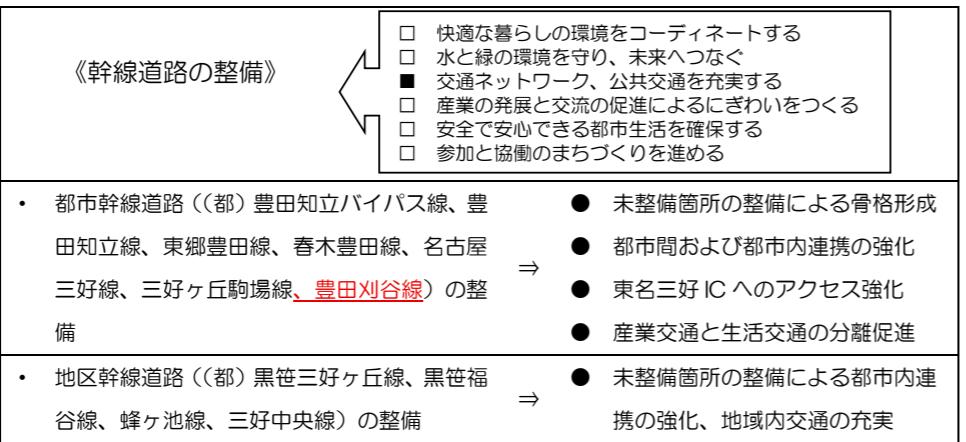
《幹線道路の整備》

幹線道路の整備については、道路単体ではなく、全体的なネットワークの構築に配慮するとともに、《都市幹線道路》、《地区幹線道路》といった道路の段階構成や、各道路の役割、必要性に応じて計画的な整備を進めます。

都市間の連携を担うとともに、本市の骨格を形成する《都市幹線道路》として、(都)豊田知立バイパス線、豊田知立線、日進三好線、東名三好インター線、福谷三好ヶ丘線、東郷豊田線、春木豊田線、岡崎三好線、名古屋三好線、豊田刈谷線および三好ヶ丘駒場線を位置付け、未整備箇所の整備を進めます。特に、(都)豊田知立バイパス線、豊田知立線、三好ヶ丘駒場線は、本市における南北方向の骨格道路であり、整備推進により地域の連携強化、東名三好 ICへのアクセスの強化、産業交通と生活交通の分離を図ります。

また、都市内の連携強化や各地域の集散交通を処理する《地区幹線道路》として、(都)黒笹三好ヶ丘線、緑ヶ丘線、黒笹福谷線、三好ヶ丘停車場線、インター1号線、インター2号線、三好南線、弥栄明知線、三好明知下線、(都)黒笹線、ひばりヶ丘線、インター3号線、インター4号線、青木線、蜂ヶ池線、三好中央線、森曾線および中大通線を位置付け、必要箇所の整備を進めます。

なお、未着手の都市計画道路については、愛知県の「都市計画道路見直し方針」に基づき、今後も社会経済情勢の変化を踏まえ、多角的な視点からの必要性や実現性を検証し、必要に応じて見直しを検討します。



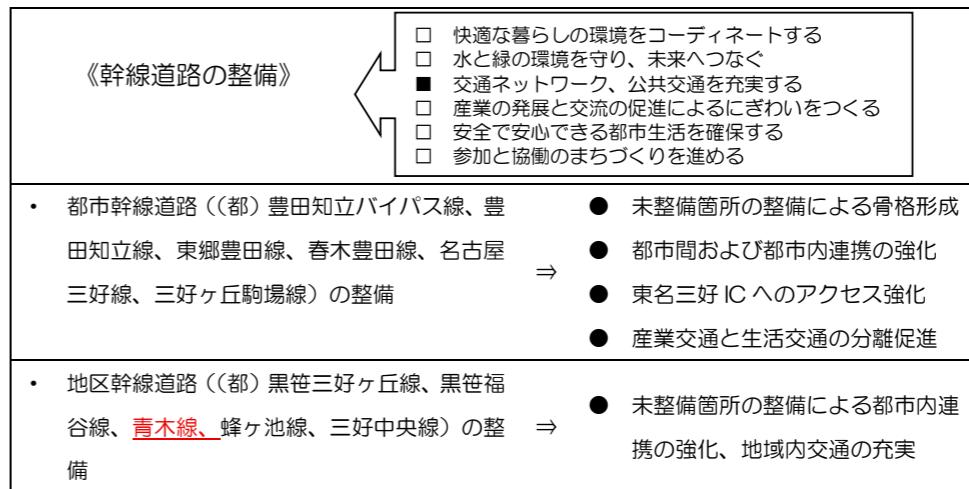
《幹線道路の整備》

幹線道路の整備については、道路単体ではなく、全体的なネットワークの構築に配慮するとともに、《都市幹線道路》、《地区幹線道路》といった道路の段階構成や、各道路の役割、必要性に応じて計画的な整備を進めます。

都市間の連携を担うとともに、本市の骨格を形成する《都市幹線道路》として、(都)豊田知立バイパス線、豊田知立線、日進三好線、東名三好インター線、福谷三好ヶ丘線、東郷豊田線、春木豊田線、岡崎三好線、名古屋三好線、豊田刈谷線および三好ヶ丘駒場線を位置付け、未整備箇所の整備を進めます。特に、(都)豊田知立バイパス線、豊田知立線、三好ヶ丘駒場線は、本市における南北方向の骨格道路であり、整備推進により地域の連携強化、東名三好 ICへのアクセスの強化、産業交通と生活交通の分離を図ります。

また、都市内の連携強化や各地域の集散交通を処理する《地区幹線道路》として、(都)黒笹三好ヶ丘線、緑ヶ丘線、黒笹福谷線、三好ヶ丘停車場線、インター1号線、インター2号線、三好南線、弥栄明知線、三好明知下線、(都)黒笹線、ひばりヶ丘線、インター3号線、インター4号線、青木線、蜂ヶ池線、三好中央線、森曾線および中大通線を位置付け、必要箇所の整備を進めます。

なお、未着手の都市計画道路については、愛知県の「都市計画道路見直し方針」に基づき、今後も社会経済情勢の変化を踏まえ、多角的な視点からの必要性や実現性を検証し、必要に応じて見直しを検討します。



③公共交通の充実

《公共交通の充実》

自家用車に過度に頼らず、子どもから高齢者まで誰もが気軽に外出できるようにするため、公共交通のサービス向上を図ります。

そのため、地域全体の公共交通のあり方や役割を定める「[みよし市地域公共交通計画](#)」に基づき、鉄道、路線バス、タクシーなどの公共交通相互の連携を図り、さんさんバスの[サービス水準の向上](#)や「[みよしの顔](#)」となる都市中心拠点と駅前拠点など各拠点間の連携・交流促進、ICTを活用した情報案内など、人と環境にやさしい公共交通の利用促進やネットワークの形成を図ります。

また、公共駐輪場を整備し、サイクル＆ライド※を推進することで、公共交通の利用を促進します。

《公共交通の充実》

- 快適な暮らしの環境をコーディネートする
- 水と緑の環境を守り、未来へつなぐ
- 交通ネットワーク、公共交通を充実する
- 産業の発展と交流の促進によるぎわいをつくる
- 安全で安心できる都市生活を確保する
- 参加と協働のまちづくりを進める

- | | |
|------------|--------------------------|
| • 人と環境にやさし | ● 鉄道・バスの連携に配慮した公共交通体系の確保 |
| い公共交通の充実 | ⇒ ● さんさんバス・乗継タクシーの運行 |
| | ● サイクル＆ライドの推進 |

③公共交通の充実

《公共交通の充実》

自家用車に過度に頼らず、子どもから高齢者まで誰もが気軽に外出できるようにするため、公共交通のサービス向上を図ります。

そのため、地域全体の公共交通のあり方や役割を定める「[地域公共交通網形成計画](#)」に基づき、鉄道、路線バス、タクシーなどの公共交通相互の連携を図り、さんさんバスの[運行の充実](#)や「[みよしの顔](#)」となる都市中心拠点と[北の玄関口の一つである三好ヶ丘駅](#)の駅前拠点の連携強化など、人と環境にやさしい公共交通の利用促進やネットワークの形成を図ります。

また、公共駐輪場を整備し、サイクル＆ライド※を推進することで、公共交通の利用を促進します。

《公共交通の充実》

- 快適な暮らしの環境をコーディネートする
- 水と緑の環境を守り、未来へつなぐ
- 交通ネットワーク、公共交通を充実する
- 産業の発展と交流の促進によるぎわいをつくる
- 安全で安心できる都市生活を確保する
- 参加と協働のまちづくりを進める

- | | |
|------------|--------------------------|
| • 人と環境にやさし | ● 鉄道・バスの連携に配慮した公共交通体系の確保 |
| い公共交通の充実 | ⇒ ● さんさんバス・乗合タクシーの運行 |
| | ● サイクル＆ライドの推進 |

* サイクル＆ライド：自転車でバス停や駅まで移動し、バスや電車に乗り換えるシステムのこと。

* サイクル＆ライド：自転車でバス停や駅まで移動し、バスや電車に乗り換えるシステムのこと。

II まちづくりの基本計画

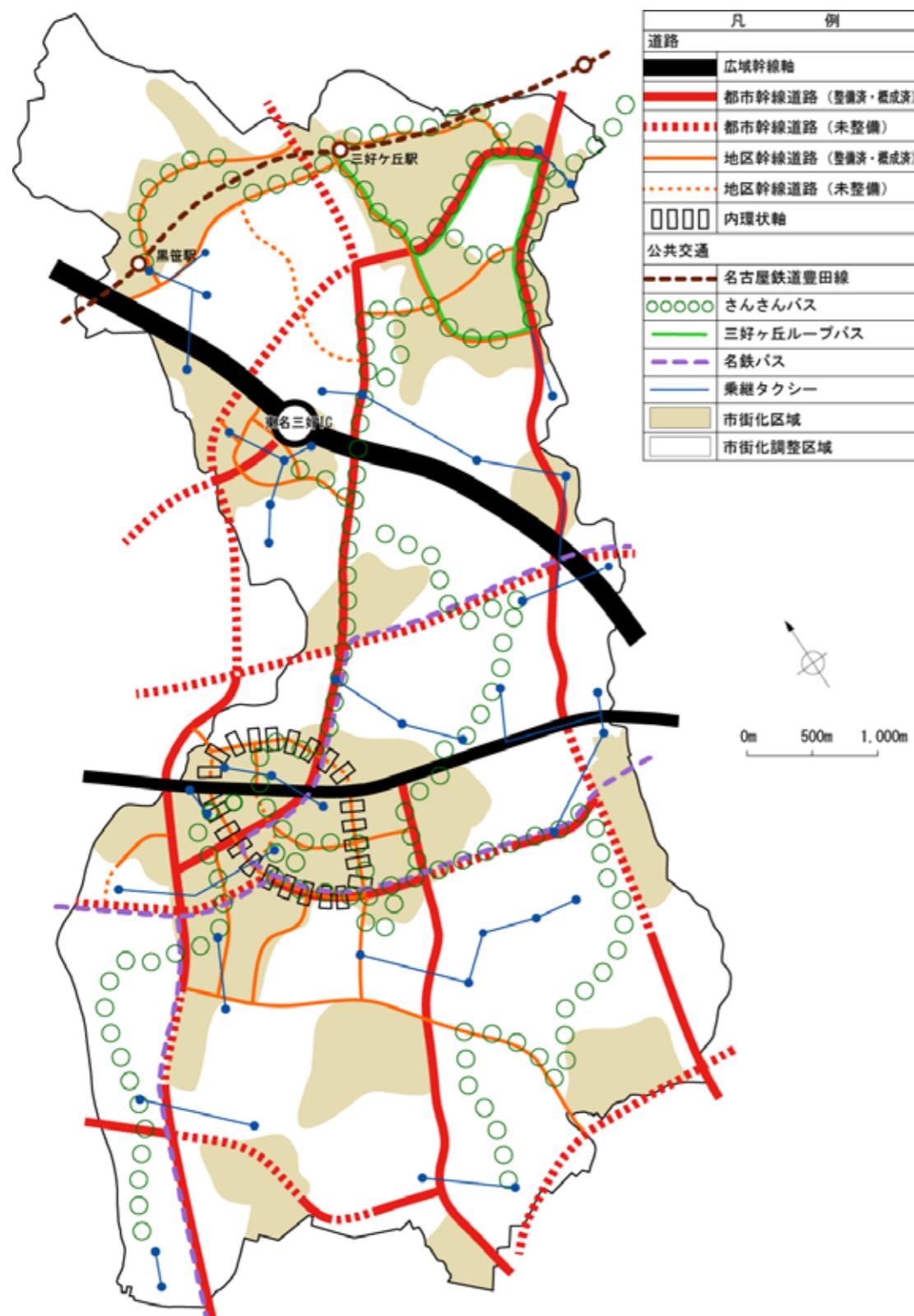


図 道路・交通の方針

II まちづくりの基本計画

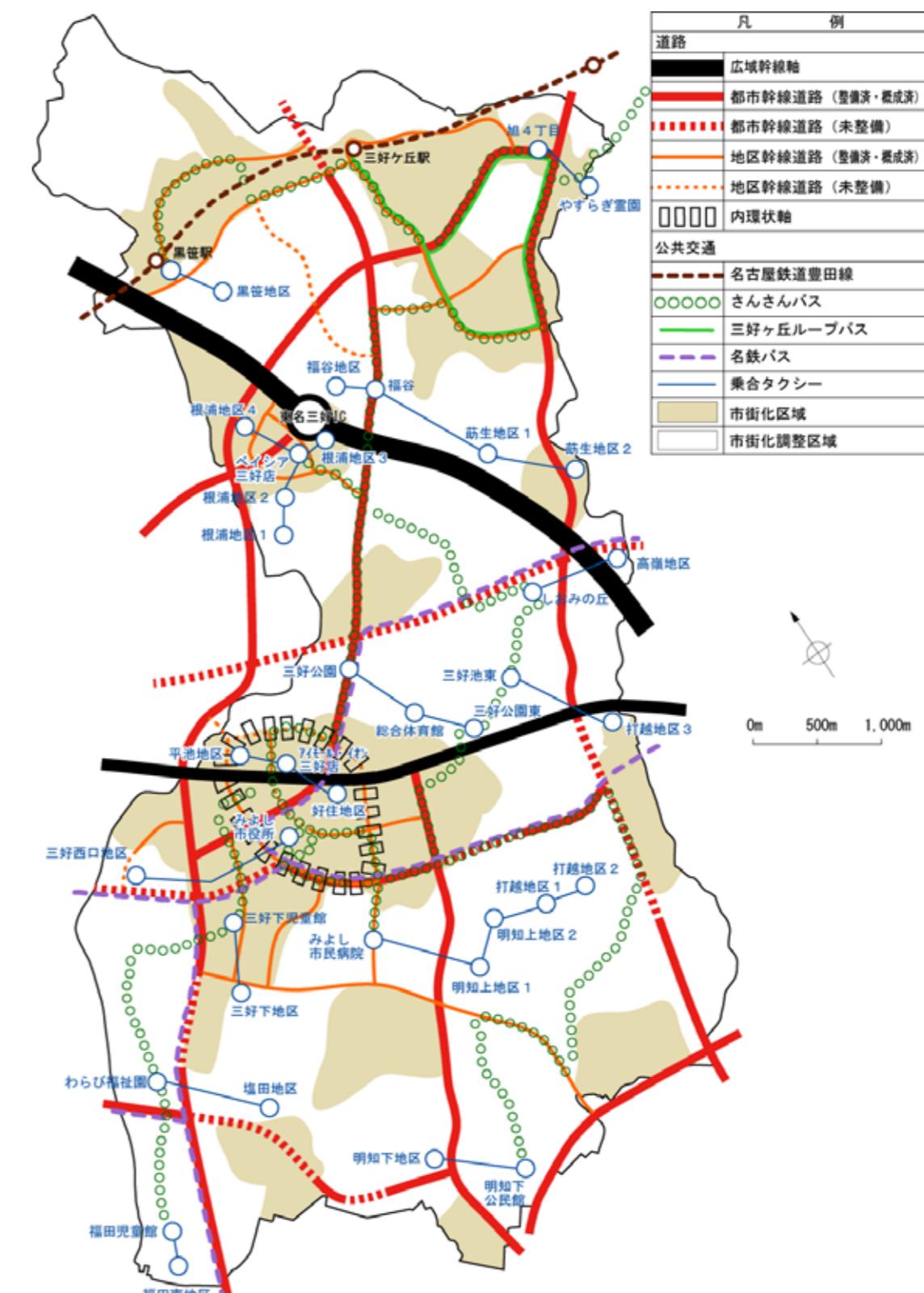


図 道路・交通の方針

3. 市街地整備の方針

みよし市の目指すまちづくりの将来都市構造を実現するため、市街地や集落など区域の特性の視点から、おおむね 20 年間を見据えて取り組むべき施策の基本的方向を市街地整備の方針として示します。

(1) 基本方針

(市街地整備の基本方針)

快適な暮らしの場、産業の発展や交流の促進による にぎわいの場をつくる

本市には、北部の質の高い住居系市街地、都市機能の集積した中部の市街地、南部をはじめとする工業系市街地などがあり、それぞれの市街地のつながりは低い状況にあります。しかし、このことはそれぞれの市街地が豊かな個性と特徴を有しているということも意味しています。

このため、各地域の特徴を生かした市街地整備を推進し、住居系市街地における快適な暮らしの場づくり、工業系市街地における産業の発展、中心市街地における交流の促進によるにぎわいの場づくりを推進します。

集落地域については、市街化調整区域における良好な暮らしの場として、必要な生活環境の向上を図るとともに、集落の維持、周辺の自然環境や田園環境との調和に努めています。

市街地整備の方針

- ①市街地の整備 ────────── 《中心市街地のまちづくり》
 └─ 《既成市街地のまちづくり》
 └─ 《新市街地のまちづくり》
- ②集落地域の整備 ────────── 《集落地域のまちづくり》

3. 市街地整備の方針

(1) 基本方針

(市街地整備の基本方針)

快適な暮らしの場、産業の発展や交流の促進による にぎわいの場をつくる

本市には、北部の質の高い住居系市街地、都市機能の集積した中部の市街地、南部をはじめとする工業系市街地などがあり、それぞれの市街地のつながりは低い状況にあります。しかし、このことはそれぞれの市街地が豊かな個性と特徴を有しているということも意味しています。

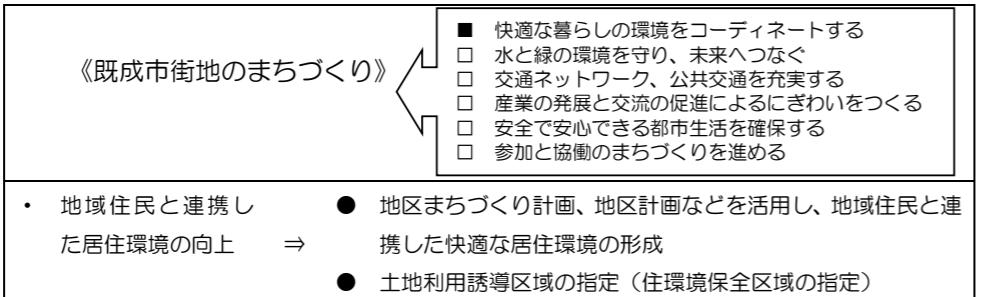
このため、各地域の特徴を生かした市街地整備を推進し、住居系市街地における快適な暮らしの場づくり、工業系市街地における産業の発展、中心市街地における交流の促進によるにぎわいの場づくりを推進します。

集落地域については、市街化調整区域における良好な暮らしの場として、必要な生活環境の向上を図るとともに、集落の維持、周辺の自然環境や田園環境との調和に努めています。

市街地整備の方針

- ①市街地の整備 ────────── 《中心市街地のまちづくり》
 └─ 《既成市街地のまちづくり》
 └─ 《新市街地のまちづくり》
- ②集落地域の整備 ────────── 《集落地域のまちづくり》

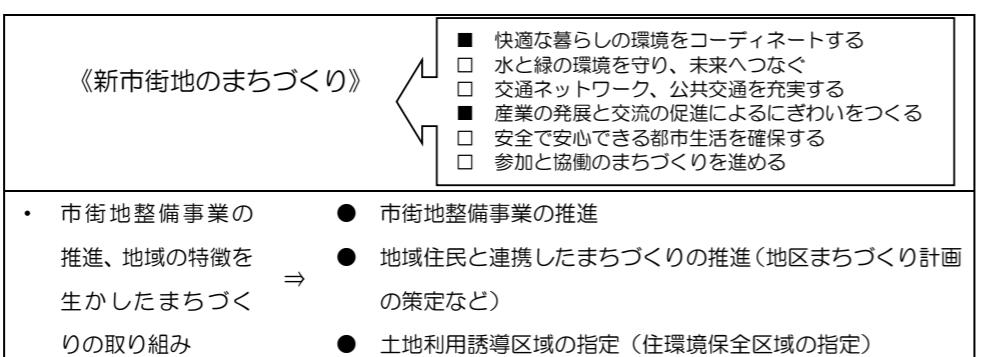
れている地区については、地域の良好な居住環境を保全するための取り組み（土地利用誘導区域の指定、地区まちづくり計画の策定、地区計画の活用など）を推進し、良好な市街地環境の保全を図ります。



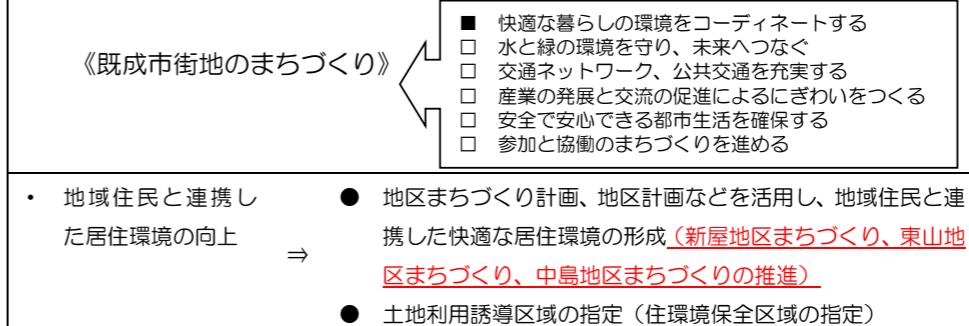
《新市街地のまちづくり》

本市の北部や東名三好 IC 周辺などに位置する新市街地においては、定住や就業の場として、土地区画整理事業などの市街地開発事業により良好な市街地の形成が進んでおり、現在は⑨施行地区が完了し、三好中部地区の1地区が事業計画地区となっています。このため、これらの事業の推進を図るとともに、学校施設や都市公園など、必要な公共施設を確保します。また、他地区と同様に、地域住民の策定による地区まちづくり計画など、地域住民と連携したまちづくりの推進を図ります。

さらに、地域の良好な居住環境を保全するための取り組み（土地利用誘導区域の指定、地区まちづくり計画の策定、地区計画の活用など）を推進し、良好な市街地環境の保全を図ります。



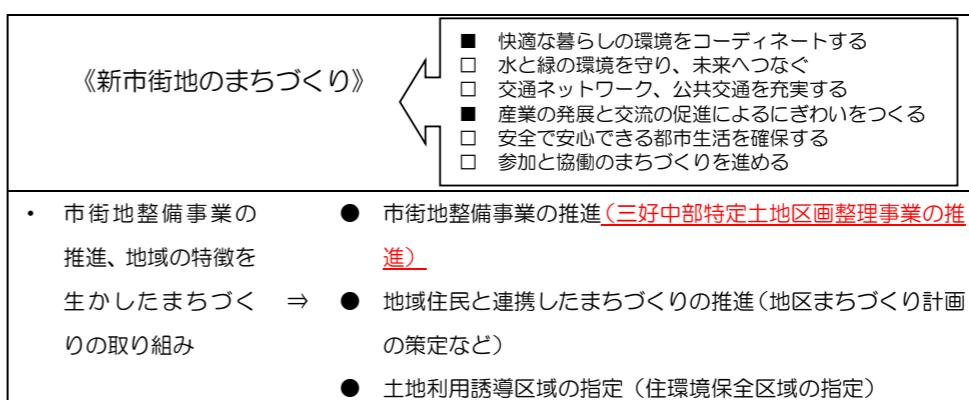
れている地区については、地域の良好な居住環境を保全するための取り組み（土地利用誘導区域の指定、地区まちづくり計画の策定、地区計画の活用など）を推進し、良好な市街地環境の保全を図ります。



《新市街地のまちづくり》

本市の北部や東名三好 IC 周辺などに位置する新市街地においては、定住や就業の場として、土地区画整理事業などの市街地開発事業により良好な市街地の形成が進んでおり、現在は三好中部地区の1地区が施行中となっています。このため、これらの事業の推進を図るとともに、学校施設や都市公園など、必要な公共施設を確保します。また、他地区と同様に、地域住民の策定による地区まちづくり計画など、地域住民と連携したまちづくりの推進を図ります。

さらに、地域の良好な居住環境を保全するための取り組み（土地利用誘導区域の指定、地区まちづくり計画の策定、地区計画の活用など）を推進し、良好な市街地環境の保全を図ります。



②集落地域の整備

《集落地域のまちづくり》

集落地域が位置する市街化調整区域は、原則的に市街化を抑制する区域としての位置付けにありますが、一方で、既存集落地における生活環境の向上やコミュニティの維持が求められます。

このため、大規模既存集落内および隣接地において、地域住民が主体となって策定する地区まちづくり計画や地区計画を通じ、一定の開発行為を許容するなどして計画的に道路・公園などの地区施設整備や人口の維持に努めます。

なお、農地・森林地の開発や土地利用については、現行法令および土地利用誘導区域における土地利用の基準に準じるとともに、大規模既存集落の隣接地における優良田園住宅の立地や大規模既存集落内の住宅地開発について許容をします。

- The diagram illustrates the relationship between community planning and its implementation. On the left, a box labeled "《集落地域のまちづくり》" (Community Planning for Residential Areas) contains a bulleted list of goals. A bracket on the right side of the box points to a larger bracket that encloses the entire list. Below this, another bracket groups the first two items of the list. To the right of this group, a large bracket encompasses the remaining four items. The bottom section of the diagram shows two columns of bullet points. The left column is preceded by the text "なったまちづくり ⇒ の推進".

《集落地域のまちづくり》

 - 快適な暮らしの環境をコーディネートする
 - 水と緑の環境を守り、未来へつなぐ
 - 交通ネットワーク、公共交通を充実する
 - 産業の発展と交流の促進によるにぎわいをつくる
 - 安全で安心できる都市生活を確保する
 - 参加と協働のまちづくりを進める

・ 地域住民が主体となったまちづくり ⇒ の推進

 - 地域住民と連携したまちづくりの推進
 - 開発行為や地区計画などによる地区施設の整備など
 - 地域活性化を図るために優良田園住宅の整備

②集落地域の整備

《集落地域のまちづくり》

集落地域が位置する市街化調整区域は、原則的に市街化を抑制する区域としての位置付けにありますが、一方で、既存集落地における生活環境の向上やコミュニティの維持が求められます。

このため、大規模既存集落内および隣接地において、地域住民が主体となって策定する地区まちづくり計画や地区計画を通じ、一定の開発行為を許容するなどして計画的に道路・公園などの地区施設整備や人口の維持に努めます。

なお、農地・森林地の開発や土地利用については、現行法令および土地利用誘導区域における土地利用の基準に準じるとともに、大規模既存集落の隣接地における優良田園住宅の立地や大規模既存集落内の住宅地開発について許容をします。

- 《集落地域のまちづくり》

 - 快適な暮らしの環境をコーディネートする
 - 水と緑の環境を守り、未来へつなぐ
 - 交通ネットワーク、公共交通を充実する
 - 産業の発展と交流の促進によるにぎわいをつくる
 - 安全で安心できる都市生活を確保する
 - 参加と協働のまちづくりを進める
 - 地域住民が主体となったまちづくりの推進
 - ⇒
 - 地域住民と連携したまちづくりの推進 (明知下地区まちづくりの推進)
 - 開発行為や地区計画などによる地区施設の整備など
 - 地域活性化を図るため優良田園住宅の整備

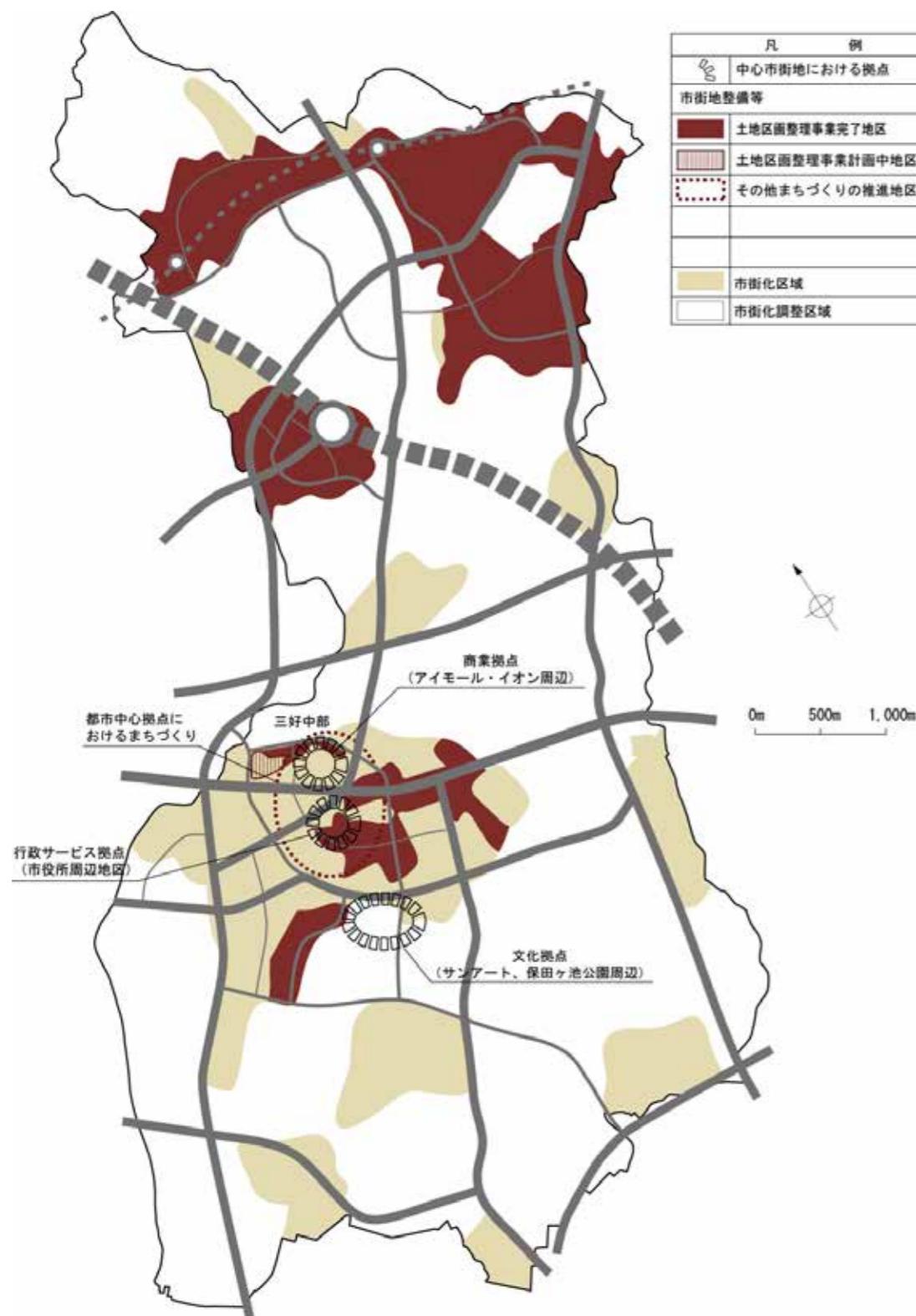


図 市街地整備の方針

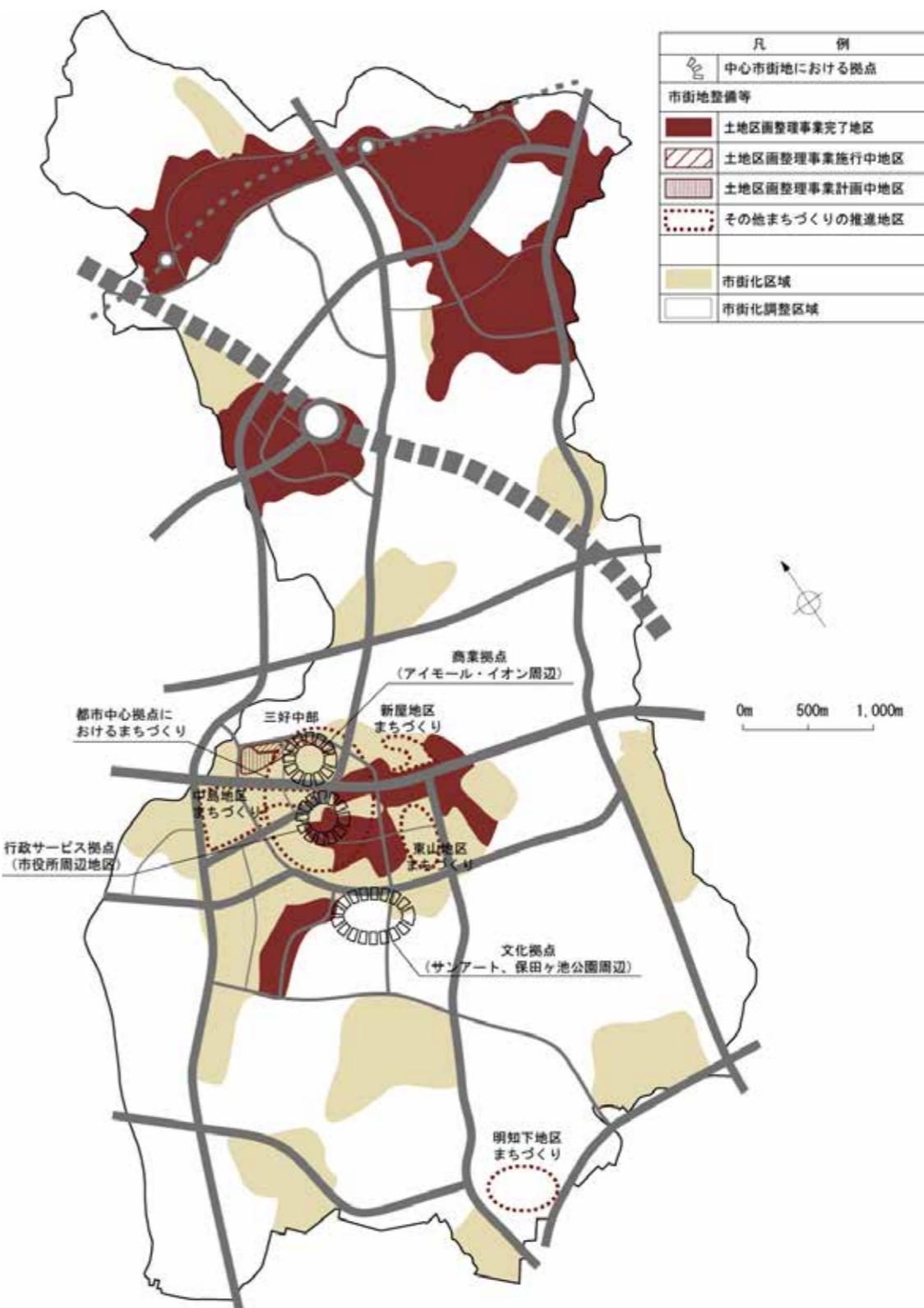


図 市街地整備の方針

4. 水と緑の方針

みよし市の目指すまちづくりの将来都市構造を実現するため、市街地や集落など区域の特性の視点から、おおむね20年間を見据えて取り組むべき施策の基本的方向を水と緑の方針として示します。

(1) 基本方針

(水と緑の基本方針)

みよし市の財産である水と緑の環境を守り、育て、身近なものにする

まちづくりの基本理念においても述べたように、潤いある自然や緑はこれからのみよし市のまちづくりにおいて、非常に重要な役割を占めるものです。しかしながら、急激に都市化が進んだ本市においては、従来からの自然環境が急速に失われつつあります。

このため、市の骨格としての緑の空間を確立（つなぐ）し、地域のまちづくりとあわせた公園・緑地の整備などにより、緑の空間を創出する（つくる）とともに、丘陵地やため池などの残り少ない自然環境を積極的に保全（まもる）します。また、道路などの公共空間や宅地における緑化を進める（ふやす）とともに、住民の緑化に対する意識を高め、協力して美しい緑環境の維持（はぐくむ）に努めます。

さらに、河川改修や保水・遊水機能の保全を図るとともに、生活排水対策を推進し、安全で快適な生活環境の創出に努めます。

水と緑の方針

- | | |
|-------------------|---|
| ① つなぐ・つくる・
まもる | ——《緑の基幹ネットワークの形成》
——《施設緑地の整備・確保》
——《地域制緑地の保全》 |
| ② ふやす・はぐくむ | ——《緑化の推進》
——《緑化活動の推進》 |
| ③ 排水対策の推進 | ——《排水対策の推進》 |

4. 水と緑の方針

(1) 基本方針

(水と緑の基本方針)

みよし市の財産である水と緑の環境を守り、育て、身近なものにする

まちづくりの基本理念においても述べたように、潤いある自然や緑はこれからのみよし市のまちづくりにおいて、非常に重要な役割を占めるものです。しかしながら、急激に都市化が進んだ本市においては、従来からの自然環境が急速に失われつつあります。

このため、市の骨格としての緑の空間を確立（緑をつなぐ）し、地域のまちづくりとあわせた公園・緑地の整備などにより、緑の空間を創出する（緑をつくる）とともに、丘陵地やため池などの残り少ない自然環境を積極的に保全（緑をまもる）します。また、道路などの公共空間や宅地における緑化を進める（緑をふやす）とともに、住民の緑化に対する意識を高め、協力して美しい緑環境の維持（緑をはぐくむ）に努めます。

さらに、河川改修や保水・遊水機能の保全を図るとともに、生活排水対策を推進し、安全で快適な生活環境の創出に努めます。

水と緑の方針

- | | |
|---------------------|---|
| ① 緑をつなぐ・つくる・
まもる | ——《緑の基幹ネットワークの形成》
——《施設緑地の整備・確保》
——《地域制緑地の保全》 |
| ② 緑をふやす・はぐくむ | ——《緑化の推進》
——《緑化活動の推進》 |
| ③ 排水対策の推進 | ——《排水対策の推進》 |

(2) 水と緑の方針

① 緑をつなぐ・つくる・まもる

《緑の基幹ネットワークの形成》

市内を南北に縦断する境川緑地・境川きたよし緑地の整備を促進し、前田緑道や三吉緑道と愛知用水路の上部を利用した緑道の整備により、市内全域に緑の基幹ネットワークの形成を目指します。

また、緑道や都市計画道路の街路樹整備と適切な維持管理の推進により、公園や河川、ため池などの緑を街路樹などの緑でつなげます。

<p>《緑の基幹ネットワークの形成》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 快適な暮らしの環境をコーディネートする ■ 水と緑の環境を守り、未来へつなぐ □ 交通ネットワーク、公共交通を充実する □ 産業の発展と交流の促進によるにぎわいをつくる □ 安全で安心できる都市生活を確保する □ 参加と協働のまちづくりを進める 	
<ul style="list-style-type: none"> • 境川を核とした緑の基幹ネットワークの形成 ● 境川きたよし緑地の整備推進 <p>⇒ ● <u>緑のネットワークの充実(まちなか景観に資する街路樹の整備と健全な維持管理の推進、愛知用水の上部利用)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 境川を核とした緑の基幹ネットワークの形成 ● <u>既存緑道((都)三好ヶ丘1号線、前田緑道など)や公園とのネットワーク化</u> ● <u>愛知用水の上部などをを利用して、水辺に親しめる緑道整備</u> ● <u>緑道や都市計画道路の街路樹整備と適切な維持管理の推進</u>

《施設緑地の整備・確保》

地域の環境の改善や地域住民の憩い、自然とのふれあい、身近なスポーツやレクリエーション、地域活動の場、また、災害時の一時避難の場など、さまざまな利用の拠点として三好公園をはじめとする都市公園の整備・充実を図ります。また、市街地整備事業など、各種まちづくり施策に伴い、計画的に都市公園や都市緑地を確保するとともに、地域バランスに配慮した公園の配置、整備を行い、潤いと安らぎのある生活環境の形成を図ります。

なお、公園整備にあたっては、地域の資源や特性を生かした空間・施設整備を行い、地域住民に愛されるように努めるとともに、既存の公園・緑地についても利用者に愛着を持たれ、安全で安心できる公園・緑地になるようにリフレッシュを順次進め、公園施設の長寿命化に取り組みます。

(2) 水と緑の方針

① 緑をつなぐ・つくる・まもる

《緑の基幹ネットワークの形成》

市内を南北に縦断する境川緑地・境川きたよし緑地の整備を促進し、前田緑道や三吉緑道と愛知用水路の上部を利用した緑道の整備により、市内全域に緑の基幹ネットワークの形成を目指します。

また、緑道や都市計画道路の街路樹整備と適切な維持管理の推進により、公園や河川、ため池などの緑を街路樹などの緑でつなげます。

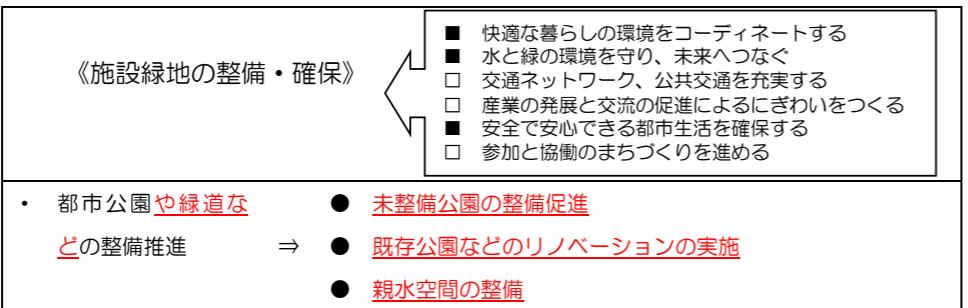
<p>《緑の基幹ネットワークの形成》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 快適な暮らしの環境をコーディネートする ■ 水と緑の環境を守り、未来へつなぐ □ 交通ネットワーク、公共交通を充実する □ 産業の発展と交流の促進によるにぎわいをつくる □ 安全で安心できる都市生活を確保する □ 参加と協働のまちづくりを進める 	
<ul style="list-style-type: none"> • 境川を核とした緑の基幹ネットワークの形成 ● 境川きたよし緑地の整備推進 <p>⇒ ● <u>既存緑道((都)三好ヶ丘1号線、前田緑道など)や公園とのネットワーク化</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 境川を核とした緑の基幹ネットワークの形成 ● <u>砂後川の整備</u> ● <u>既存緑道((都)三好ヶ丘1号線、前田緑道など)や公園とのネットワーク化</u> ● <u>愛知用水の上部などをを利用して、水辺に親しめる緑道整備</u> ● <u>緑道や都市計画道路の街路樹整備と適切な維持管理の推進</u>

《施設緑地の整備・確保》

地域の環境の改善や地域住民の憩い、自然とのふれあい、身近なスポーツやレクリエーション、地域活動の場、また、災害時の一時避難の場など、さまざまな利用の拠点として三好公園をはじめとする都市公園の整備・充実を図ります。また、市街地整備事業など、各種まちづくり施策に伴い、計画的に都市公園や都市緑地を確保するとともに、地域バランスに配慮した公園の配置、整備を行い、潤いと安らぎのある生活環境の形成を図ります。

なお、公園整備にあたっては、地域の資源や特性を生かした空間・施設整備を行い、地域住民に愛されるように努めるとともに、既存の公園・緑地についても利用者に愛着を持たれ、安全で安心できる公園・緑地になるようにリフレッシュを順次進め、公園施設の長寿命化に取り組みます。

河川については、境川を緑の基幹ネットワークの骨格軸とするほか、砂後川、茶屋川において、生態系の生息域として、また、地域に潤いをもたらす自然の場として、多自



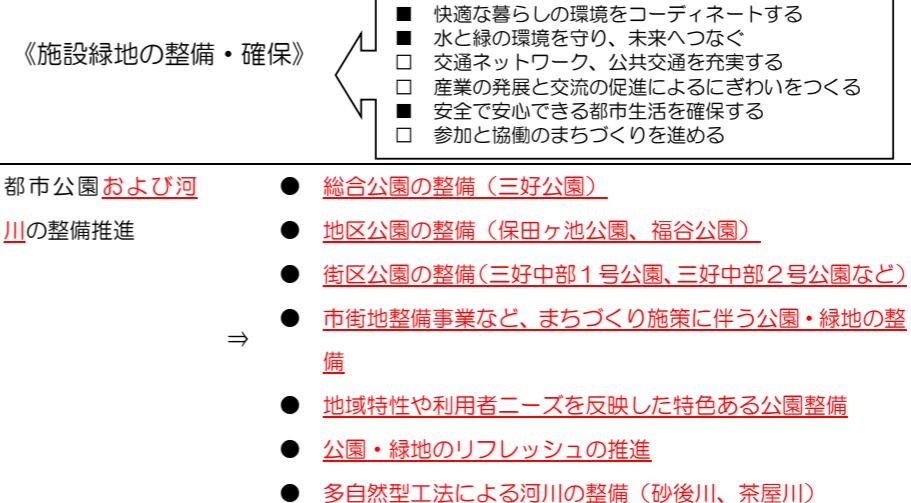
《地域制緑地の保全》

前述のように、本市における従来からの自然環境は急速に失われつつありますが、市北部には丘陵地が残っており、市中部から南部にわたっては優良な農地が位置しています。また、もともと農業を中心として発展してきた本市においては、ため池が数多く残されており、生態系の貴重な生息域となっています。さらに、集落や既成市街地をはじめとして、社寺と一緒に「鎮守の森」が位置しており、これらは地域の貴重な緑地空間であるとともに、コミュニティの場として機能してきた自然環境です。

このため、市内に残る貴重な里山などの活用と保全を図るために、緑化指定を行うなどの施策を検討するとともに、里山づくりを進めます。また、河川については、境川を緑の基幹ネットワークの骨格軸とするほか、砂後川、茶屋川において、生態系の生息域として、また、地域に潤いをもたらす自然の場として、多自然型工法による河川整備を推進します。

一方、農地については、優良農地を保全するため、農用地区域の指定を継続するとともに、遊休農地については体験・交流の場として有効活用を図ります。また、耕作放棄地の解消や農業支援などを目的に農業支援センターを設置し、営農指導などを行います。なお、市街化区域内の農地については、貴重な優良農地を生産緑地地区に指定することなどにより、農産物を供給する役割とともに、市街地内の身近なレクリエーション機能や防災避難空間としての機能、雨水の貯留や水循環を担う機能などを位置付け、計画的な保全や将来の公園や緑地としての活用など、都市緑地としての保全・活用を図ります。

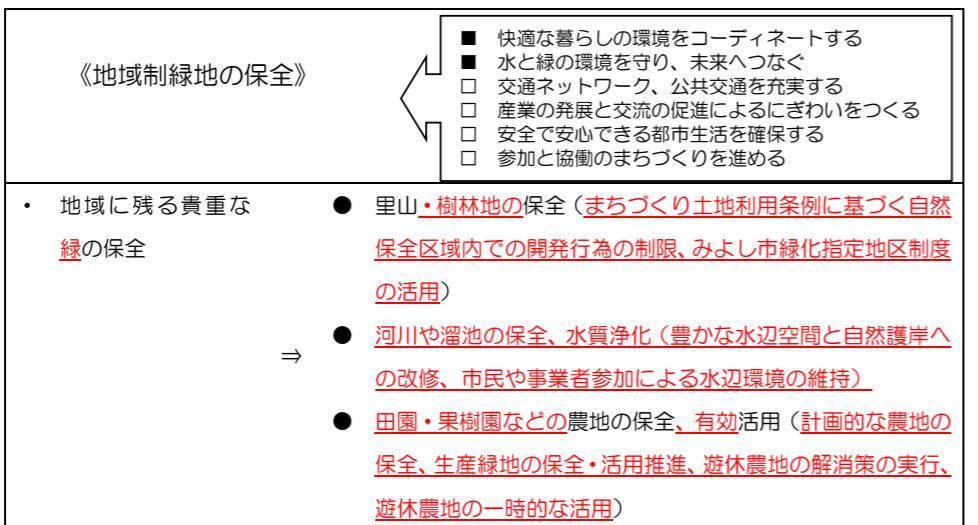
多自然型工法による河川整備を推進します。



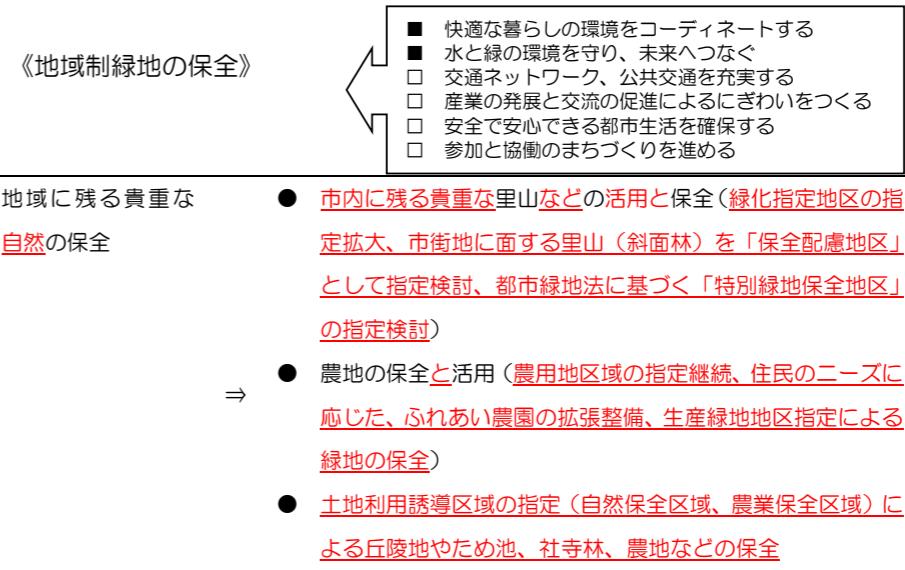
《地域制緑地の保全》

前述のように、本市における従来からの自然環境は急速に失われつつありますが、市北部には丘陵地が残っており、市中部から南部にわたっては優良な農地が位置しています。また、もともと農業を中心として発展してきた本市においては、ため池が数多く残されており、生態系の貴重な生息域となっています。さらに、集落や既成市街地をはじめとして、社寺と一緒に「鎮守の森」が位置しており、これらは地域の貴重な緑地空間であるとともに、コミュニティの場として機能してきた自然環境です。

このため、市内に残る貴重な里山などの活用と保全を図るために、緑化指定を行うなどの施策を検討するとともに、里山づくりを進めます。一方、農地については、優良農地を保全するため、農用地区域の指定を継続するとともに、遊休農地については体験・交流の場として有効活用を図ります。また、耕作放棄地の解消や農業支援などを目的に農業支援センターを設置し、営農指導などを行います。なお、市街化区域内の農地については、貴重な優良農地を生産緑地地区に指定することなどにより、農産物を供給する役割とともに、市街地内の身近なレクリエーション機能や防災避難空間としての機能、雨水の貯留や水循環を担う機能などを位置付け、計画的な保全や将来の公園や緑地としての活用など、都市緑地としての保全・活用を図ります。



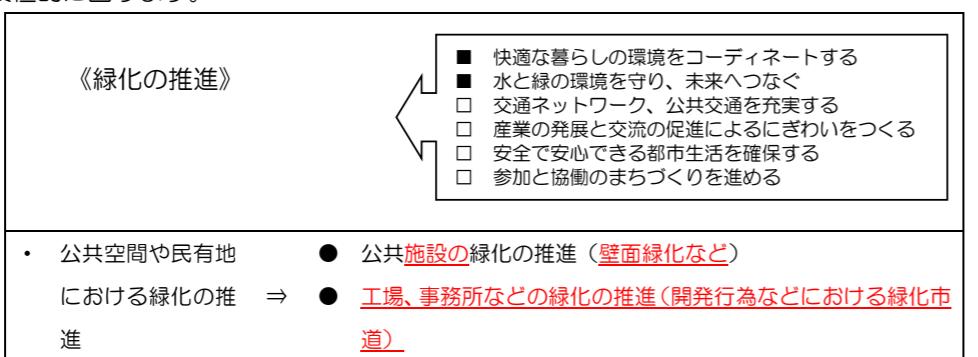
まちづくりの基本計画



②緑をふやす・はぐくむ

《緑化の推進》

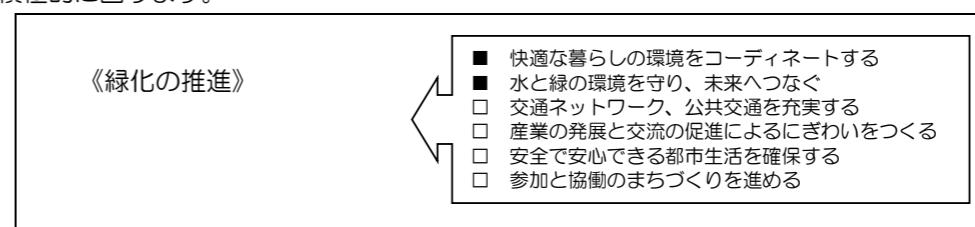
緑あふれるまちづくりを進めるためには、都市公園や都市緑地、あるいは地域制緑地として、土地利用上確保する緑地だけでなく、日常生活において目に触れる緑地を増やすなど、緑を感じることのできるまちづくりが必要です。このため、地区まちづくり計画や地区計画、緑化協定など、地域住民が主体となって行う緑のまちづくりを促進するとともに、一定規模以上の開発行為における緑地を義務づけるなどにより、民有地における緑化を進めます。また、道路の植樹や調整池の緑化など、公共空間における緑化を積極的に図ります。



②緑をふやす・はぐくむ

《緑化の推進》

緑あふれるまちづくりを進めるためには、都市公園や都市緑地、あるいは地域制緑地として、土地利用上確保する緑地だけでなく、日常生活において目に触れる緑地を増やすなど、緑を感じることのできるまちづくりが必要です。このため、地区まちづくり計画や地区計画、緑化協定など、地域住民が主体となって行う緑のまちづくりを促進するとともに、一定規模以上の開発行為における緑地を義務づけるなどにより、民有地における緑化を進めます。また、道路の植樹や調整池の緑化など、公共空間における緑化を積極的に図ります。



《緑化活動の推進》

水と緑のまちづくりを推進していくためには、行政だけでは十分ではありません。住民・団体・事業者・行政それぞれが緑に関する理解を深め、関心を高めていくことが重要です。このため、緑に関する情報を提供するだけではなく、自主的な緑化に関する取り組みを促進するための経済的・技術的な支援に努めます。

《緑化活動の推進》

- 快適な暮らしの環境をコーディネートする
- 水と緑の環境を守り、未来へつなぐ
- 交通ネットワーク、公共交通を充実する
- 産業の発展と交流の促進によるぎわいをつくる
- 安全で安心できる都市生活を確保する
- 参加と協働のまちづくりを進める

- 経済的・技術的な 支援
 - [環境学習の推進](#)
 - [市民参加による緑・景観まちづくりの仕組みづくり\(公園の管理・運営の推進方策の検討、里山活動組織による維持管理の実施、みよし市景観百選の充実・PR\)](#)
 - [緑・景観に関する講座の開催](#)

- 公共空間や民有地における緑化の推進
 - [地区まちづくり計画の策定、地区計画や緑化協定などの適用の検討](#)
 - [公共空間における緑化の推進\(公共施設の緑化、道路空間の緑化、調整池の緑化\)](#)
- ⇒
- [一定規模以上の開発行為における緑地の義務づけ](#)
 - [民有地緑化の推進\(戸建住宅の庭や共同住宅のベランダなどにおける暮らしが彩る緑化の推進、商店街における花飾りやコンテナ緑化などの推進、地域の環境に配慮した工場や事業所の緑化の推進など\)](#)

《緑化活動の推進》

水と緑のまちづくりを推進していくためには、行政だけでは十分ではありません。住民・団体・事業者・行政それぞれが緑に関する理解を深め、関心を高めていくことが重要です。このため、緑に関する情報を提供するだけではなく、自主的な緑化に関する取り組みを促進するための経済的・技術的な支援に努めます。

《緑化活動の推進》

- 快適な暮らしの環境をコーディネートする
- 水と緑の環境を守り、未来へつなぐ
- 交通ネットワーク、公共交通を充実する
- 産業の発展と交流の促進によるぎわいをつくる
- 安全で安心できる都市生活を確保する
- 参加と協働のまちづくりを進める

- 経済的・技術的な 支援
 - [\(仮称\)緑を育み隊の創設](#)
 - [環境学習の場としての小中学校の緑化の推進](#)
 - [「みどりの少年団」の支援と小中学校の緑化に関する情報発信拠点化](#)

新

II

まちづくりの基本計画

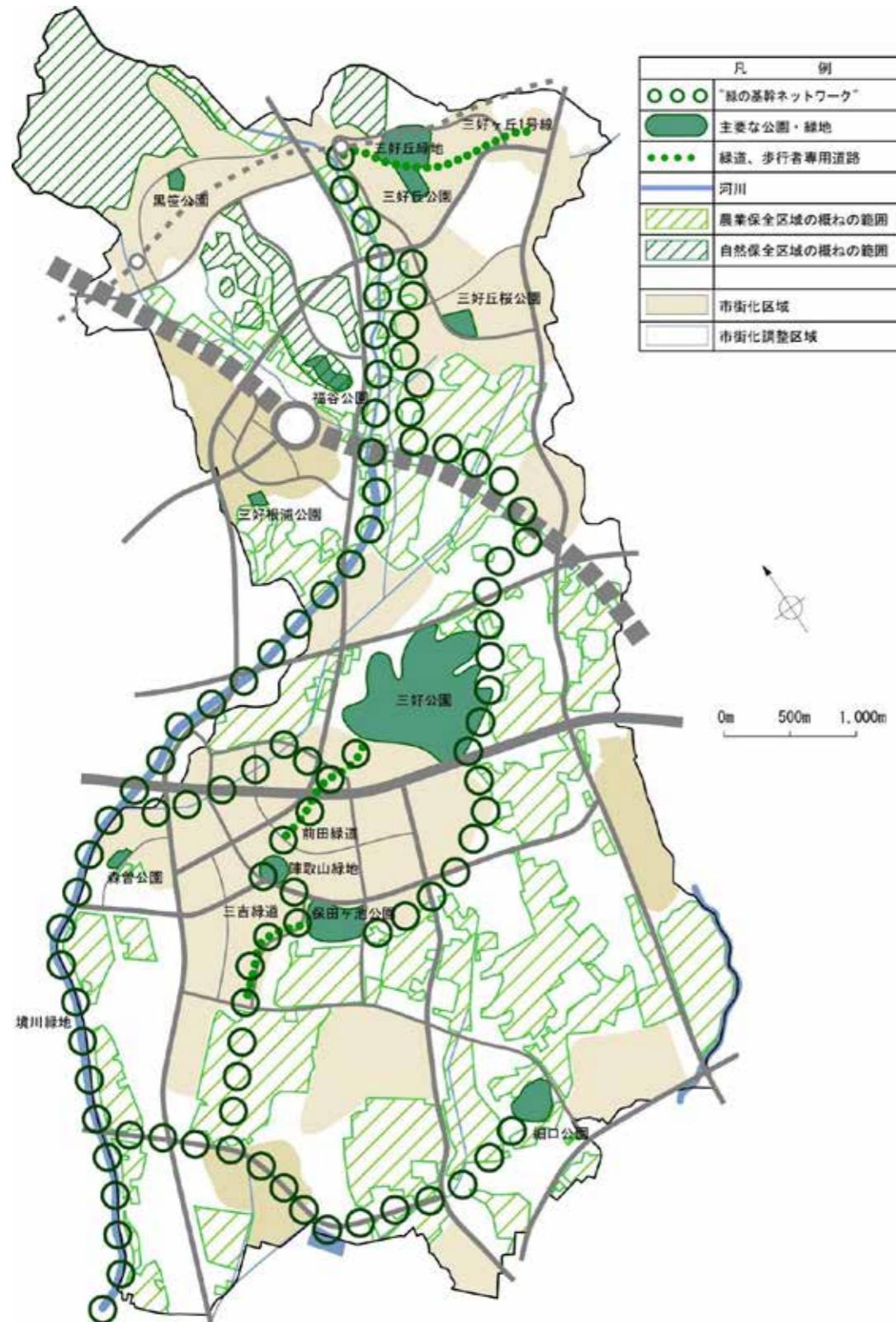


図 水と緑の方針

II - 31

旧

II

まちづくりの基本計画

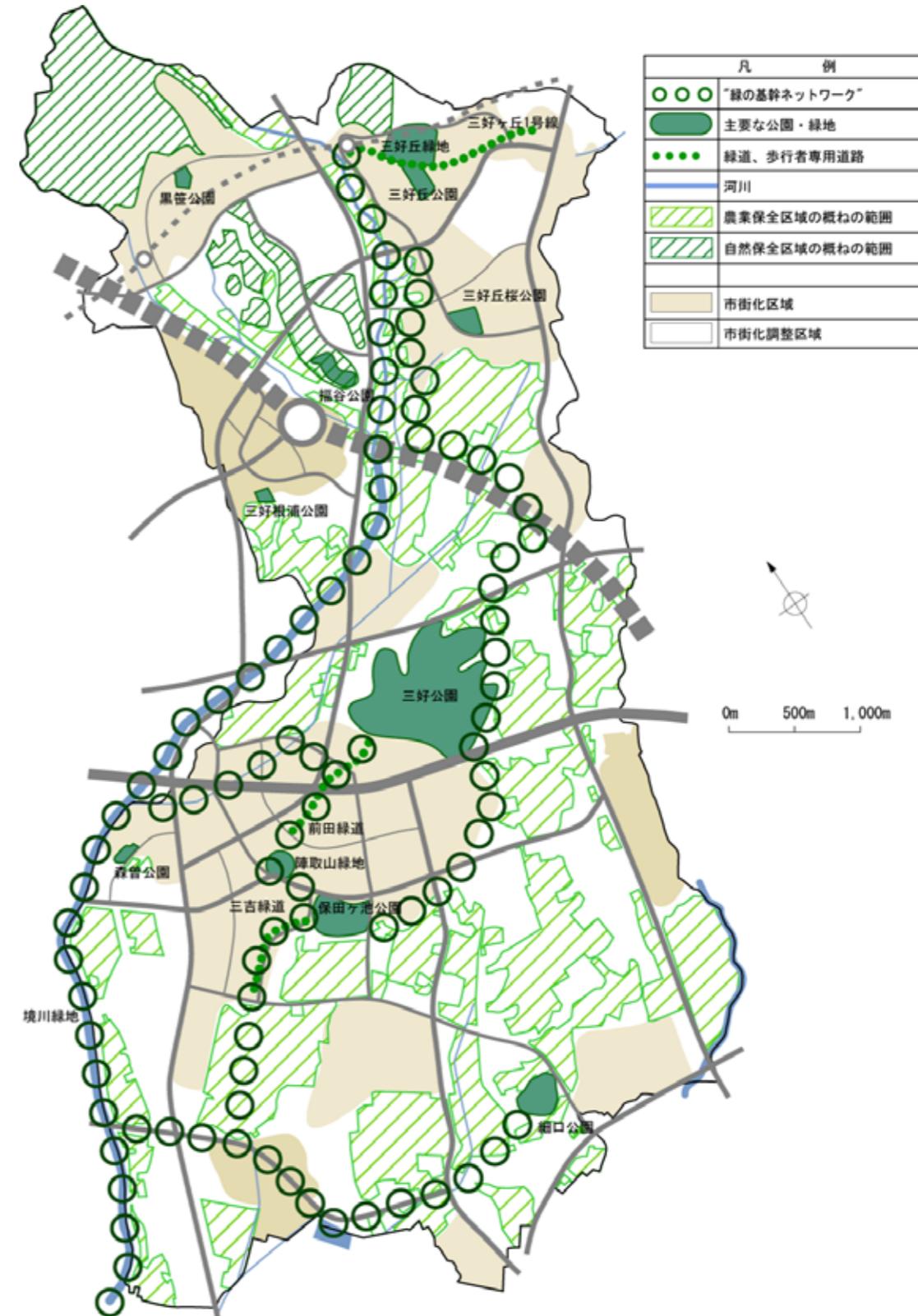


図 水と緑の方針

II - 31

5. 都市景観の方針

みよし市の目指すまちづくりの将来像（いつまでも住み続けたいまち）を実現するため、都市景観や環境美化の視点から、おおむね 20 年間を見据えて取り組むべき施策の基本的方向を都市景観の方針として示します。

(1) 基本方針

(都市景観の基本方針)

地域の特性を生かした美しい都市空間をつくる

本市は、農業を主体とした土地利用から、住宅開発、工業団地開発、大規模商業施設などの開発が進み、都市計画道路などの都市基盤施設も整備されてきました。しかし、都市化が進む一方で豊かな緑や自然環境の保全に対する意識の高揚や美しいまちなみなど良好な景観形成に関する住民の関心が高まっています。

国においても、美しい国づくり政策大綱が平成 15 年に公表され、良好な景観形成と豊かな緑の創出に向け、景観緑三法が平成 16 年に公布され、景観に関する法的拘束力や都市の緑に関する総合的な法制度が整備されました。

本市においても、潤いある生活空間の創造や地域の特性を生かした個性あるまちづくりを進めるため、みどりと景観計画や水と緑の風景を守り育てる条例に、都市景観上重要な「自然景観」や「歴史景観」を重点的に配慮すべき景観要素として位置付け、これらの景観を保全・活用した都市空間づくりを進めます。

また、本市は各地域がそれぞれ豊かな個性を有しています。このため、地域のまちづくりにおいて、地域住民が主体となり、それぞれの地域の特性を生かした都市空間づくりの推進に努めます。

なお、環境と人にやさしく、環境負荷の少ない循環型の地域社会の構築を目指し、供給処理施設の充実、ごみのポイ捨てや不法投棄を防止するとともに適正処理や減量化を図ることで環境美化に努めます。

都市景観の方針

- ①重点的に配慮すべき景観要素
 - 《水と緑の環境を守り、多様な生物が共存する『自然景観づくり』》
 - 《先人から引き継ぎ、後世に伝え残す『歴史景観づくり』》
- ②地域ごとの景観づくりの方針
 - 《地域の特性を生かし、安全で快適な『生活景観づくり』》
- ③環境衛生・環境美化の方針
 - 《環境負荷の少ない循環型の地域社会の構築》

5. 都市景観の方針

(1) 基本方針

(都市景観の基本方針)

地域の特性を生かした美しい都市空間をつくる

本市は、農業を主体とした土地利用から、住宅開発、工業団地開発、大規模商業施設などの開発が進み、都市計画道路などの都市基盤施設も整備されてきました。しかし、都市化が進む一方で豊かな緑や自然環境の保全に対する意識の高揚や美しいまちなみなど良好な景観形成に関する住民の関心が高まっています。

国においても、美しい国づくり政策大綱が平成 15 年に公表され、良好な景観形成と豊かな緑の創出に向け、景観緑三法が平成 16 年に公布され、景観に関する法的拘束力や都市の緑に関する総合的な法制度が整備されました。

本市においても、潤いある生活空間の創造や地域の特性を生かした個性あるまちづくりを進めるため、みどりと景観計画や水と緑の風景を守り育てる条例に、都市景観上重要な「自然景観」や「歴史景観」を重点的に配慮すべき景観要素として位置付け、これらの景観を保全・活用した都市空間づくりを進めます。

また、本市は各地域がそれぞれ豊かな個性を有しています。このため、地域のまちづくりにおいて、地域住民が主体となり、それぞれの地域の特性を生かした都市空間づくりの推進に努めます。

なお、環境と人にやさしく、環境負荷の少ない循環型の地域社会の構築を目指し、ごみのポイ捨てや不法投棄を防止するとともに適正処理や減量化を図ることで環境美化に努めます。

都市景観の方針

- | | |
|----------------|-----------------------------------|
| ①重点的に配慮すべき景観要素 | — 《水と緑の環境を守り、多様な生物が共存する『自然景観づくり』》 |
| | — 《先人から引き継ぎ、後世に伝え残す『歴史景観づくり』》 |
| ②地域ごとの景観づくりの方針 | — 《地域の特性を生かし、安全で快適な『生活景観づくり』》 |
| ③環境美化の方針 | — 《環境負荷の少ない循環型の地域社会の構築》 |

(2) 都市景観の方針

①重点的に配慮すべき景観要素

《水と緑の環境を守り、多様な生物が共存する『自然景観づくり』》

本市のまちづくりの方向性を明確にするため、都市景観形成上重要な面的景観、軸・拠点景観、眺望景観について配慮した、景観の保全・整備、維持・育成を進めます。

具体的に面的景観としては、農地景観や親水景観、樹林景観を形成する、広がりのある農地、ため池や自然林の保全に努めます。軸景観としては、境川沿いの景観整備と水辺のネットワーク、市街地をとりまく斜面緑地、連続する街路樹景観などの維持・育成に努めます。拠点景観としては、身近な緑景観の拠点としての公園・緑地やまちの顔となる都市景観づくりを進めます。眺望景観としては、本市の田園風景が眺望できる丘陵地からの眺望点の保全・整備を図ります。

また、良好な景観の形成に大きく影響する公共施設を「景観重要公共施設」として、地域のシンボルとなっている美観的に優れている樹木で、周辺の景観に影響を与えるものを「景観重要樹木」として、景観資源として重要な建造物を「景観重要建造物」として指定を検討します。

《水と緑の環境を守り、
多様な生物が共存する
『自然景観づくり』》

- 快適な暮らしの環境をコーディネートする
- 水と緑の環境を守り、未来へつなぐ
- 交通ネットワーク、公共交通を充実する
- 産業の発展と交流の促進によるにぎわいをつくる
- 安全で安心できる都市生活を確保する
- 参加と協働のまちづくりを進める

- 面的景観、軸・拠点景観、眺望景観に配慮した景観の保全・整備
 - 面的景観の保全（農地景観、ため池景観、樹林景観など）
 - 軸景観（境川沿いの景観整備と水辺のネットワーク、斜面緑地の保全、街路樹の維持・育成など）
 - 拠点景観（公園・緑地の適正配置、まちの顔となる都市景観整備など）
 - 眺望景観（丘陵地からの眺望点などの保全・整備）
 - 景観重要公共施設（道路、公園、河川）の指定
 - 景観重要建造物、景観重要樹木の指定

(2) 都市景観の方針

①重点的に配慮すべき景観要素

《水と緑の環境を守り、多様な生物が共存する『自然景観づくり』》

本市のまちづくりの方向性を明確にするため、都市景観形成上重要な面的景観、軸・拠点景観、眺望景観について配慮した、景観の保全・整備、維持・育成を進めます。

具体的に面的景観としては、農地景観や親水景観、樹林景観を形成する、広がりのある農地、ため池や自然林の保全に努めます。軸景観としては、境川沿いの景観整備と水辺のネットワーク、市街地をとりまく斜面緑地、連続する街路樹景観などの維持・育成に努めます。拠点景観としては、身近な緑景観の拠点としての公園・緑地やまちの顔となる都市景観づくりを進めます。眺望景観としては、本市の田園風景が眺望できる東名高速道路からの眺望や丘陵地からの眺望点の保全・活用を図ります。

また、良好な景観の形成に大きく影響する公共施設を「景観重要公共施設」として、地域のシンボルとなっている美観的に優れている樹木で、周辺の景観に影響を与えるものを「景観重要樹木」として指定を検討します。また市街地の良好な形成を図るため「景観地区」の指定を検討します。

《水と緑の環境を守り、
多様な生物が共存する
『自然景観づくり』》

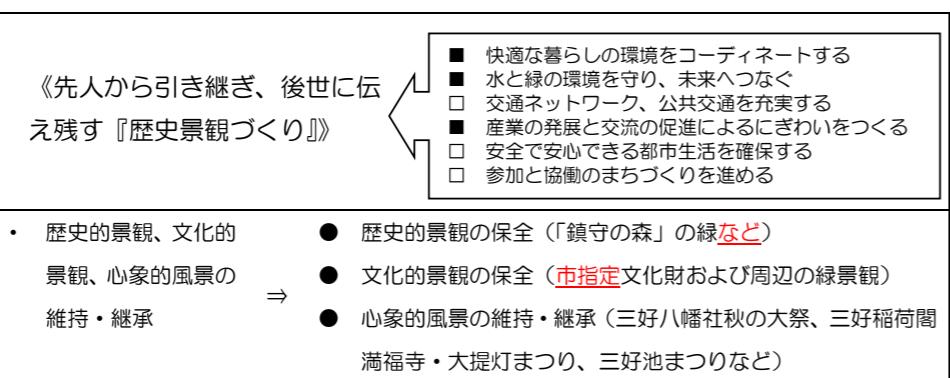
- 快適な暮らしの環境をコーディネートする
- 水と緑の環境を守り、未来へつなぐ
- 交通ネットワーク、公共交通を充実する
- 産業の発展と交流の促進によるにぎわいをつくる
- 安全で安心できる都市生活を確保する
- 参加と協働のまちづくりを進める

- 面的景観、軸・拠点景観、眺望景観に配慮した景観の保全・整備
 - 面的景観の保全（農地景観、ため池景観、樹林景観など）
 - 軸景観（境川沿いの景観整備と水辺のネットワーク、斜面緑地の保全、街路樹の維持・育成など）
 - 拠点景観（公園・緑地の適正配置、まちの顔となる都市景観整備など）
 - 眺望景観（東名高速道路からの眺望保全、丘陵地からの眺望点の保全・活用など）
 - 景観重要公共施設（道路、公園、河川）の指定
 - 景観重要樹木の指定
 - 景観地区の指定

《先人から引き継ぎ、後世に伝え残す『歴史景観づくり』》

本市の歴史的景観づくりとしては、後世に伝え残すべき遺産としての歴史的景観、文化的景観、心象的風景に配慮して、これらの景観の維持・継承に努めます。

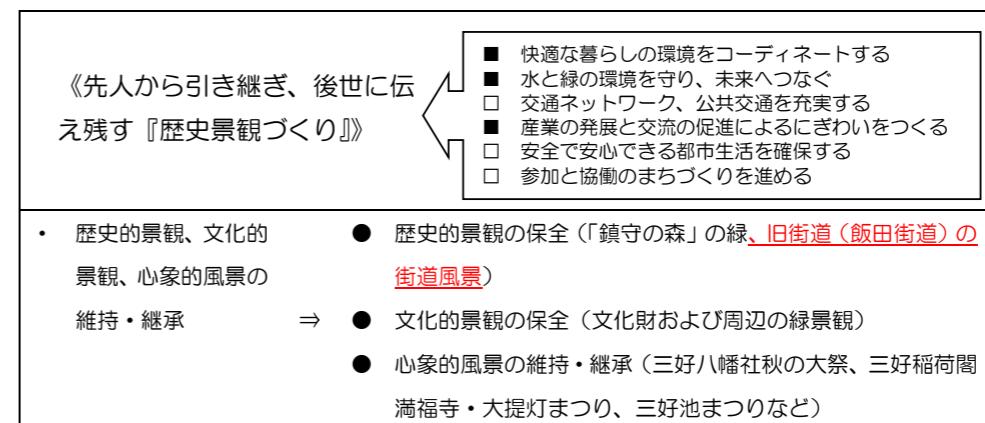
具体的に歴史的景観としては、地域に根付いた縁である「鎮守の森」などの保全に努めます。文化的景観としては、市指定文化財やそれと一体となった縁の保全に努めます。心象的風景としては、三好ハ幡社秋の大祭、三好稻荷閣満福寺・大提灯まつり、三好池まつりなどの歴史的・文化的景観価値のある心象的祭りの維持・継承に努めます。



《先人から引き継ぎ、後世に伝え残す『歴史景観づくり』》

本市の歴史的景観づくりとしては、後世に伝え残すべき遺産としての歴史的景観、文化的景観、心象的風景に配慮して、これらの景観の維持・継承に努めます。

具体的に歴史的景観としては、地域に根付いた縁である「鎮守の森」や本市の歴史を伝える旧街道（飯田街道）の風景などの保全に努めます。文化的景観としては、文化財やそれと一体となった縁の保全に努めます。心象的風景としては、三好ハ幡社秋の大祭、三好稻荷閣満福寺・大提灯まつり、三好池まつりなどの歴史的・文化的景観価値のある心象的祭りの維持・継承に努めます。



②地域ごとの景観づくりの方針

《地域の特性を生かし、安全で快適な『生活景観づくり』》

市北部における質の高い住宅市街地や丘陵地の山並み景観、中部における商業地などの都市拠点のにぎわいの景観、潤いある三好公園の景観、南部における田園と集落地の調和した景観、周囲と調和する工場緑地など、本市には、それぞれの地域において特有の優れた景観が位置しています。このため、地域住民が主体となった地区まちづくり計画などの策定を推進し、これらの地域特有の景観を生かしたまちづくり、これらの景観を保全するまちづくりの実現に努めています。あわせて、緑豊かな市街地景観が損なわれないよう屋外広告物の適切な規制誘導を行います。

②地域ごとの景観づくりの方針

《地域の特性を生かし、安全で快適な『生活景観づくり』》

市北部における質の高い住宅市街地や丘陵地の山並み景観、中部における商業地などの都市拠点のにぎわいの景観、潤いある三好公園の景観、南部における田園と集落地の調和した景観、周囲と調和する工場緑地など、本市には、それぞれの地域において特有の優れた景観が位置しています。このため、地域住民が主体となった地区まちづくり計画などの策定を推進し、これらの地域特有の景観を生かしたまちづくり、これらの景観を保全するまちづくりの実現に努めています。

《地域の特性を生かし、安全で快適な『生活景観づくり』》	<input type="checkbox"/> 快適な暮らしの環境をコーディネートする <input type="checkbox"/> 水と緑の環境を守り、未来へつなぐ <input type="checkbox"/> 交通ネットワーク、公共交通を充実する <input type="checkbox"/> 産業の発展と交流の促進によるにぎわいをつくる <input type="checkbox"/> 安全で安心できる都市生活を確保する <input checked="" type="checkbox"/> 参加と協働のまちづくりを進める
	<ul style="list-style-type: none"> • 地域住民が主体となった景観づくり ⇒ 地区まちづくり計画の策定などによる、地域特有の景観の保全やまちづくりへの活用の方針 ● 屋外広告物の規制

《地域の特性を生かし、安全で快適な『生活景観づくり』》	<input type="checkbox"/> 快適な暮らしの環境をコーディネートする <input type="checkbox"/> 水と緑の環境を守り、未来へつなぐ <input type="checkbox"/> 交通ネットワーク、公共交通を充実する <input type="checkbox"/> 産業の発展と交流の促進によるにぎわいをつくる <input type="checkbox"/> 安全で安心できる都市生活を確保する <input checked="" type="checkbox"/> 参加と協働のまちづくりを進める
	<ul style="list-style-type: none"> • 地域住民が主体となった景観づくり ⇒ 地区まちづくり計画の策定などによる、地域特有の景観の保全やまちづくりへの活用の方針 ● 屋外広告物の規制

③環境衛生・環境美化の方針

《環境負荷の少ない循環型の地域社会の構築》

ごみの処理は現在、主に尾三衛生組合が運営する東郷美化センターで適正に行われています。しかし、人口の増加とともにごみは増え続けるため、分別の徹底による減量化と、「リデュース※1」・「リフューズ※2」・「リユース」・「リサイクル」（4R）の実践による再利用資源回収率の向上を図ります。併せて、ごみの計画収集の充実、リサイクルステーションの適正な管理運営や処理施設の運営など広域事業の維持に努めます。

また、[省エネルギーや再生可能エネルギーを推進するとともに、環境にやさしい自動車利用促進や公共交通機関の整備と利用促進により、経済活動や生活水準を維持しつつ温室効果ガス排出量を削減する脱炭素のまちづくりを目指します。](#)

[なお、火葬場などの必要な供給処理施設は、適切な場所に配置します。](#)

《環境負荷の少ない循環型の地域社会の構築》	<input checked="" type="checkbox"/> 快適な暮らしの環境をコーディネートする <input type="checkbox"/> 水と緑の環境を守り、未来へつなぐ <input type="checkbox"/> 交通ネットワーク、公共交通を充実する <input type="checkbox"/> 産業の発展と交流の促進によるにぎわいをつくる <input type="checkbox"/> 安全で安心できる都市生活を確保する <input type="checkbox"/> 参加と協働のまちづくりを進める
	<ul style="list-style-type: none"> • 環境衛生・環境美化 の方針 ⇒ <ul style="list-style-type: none"> ● ごみの適正処理と環境美化 ● 「4R」（リデュース・リフューズ・リユース・リサイクル）の推進 ● 省エネルギーや再生可能エネルギーの推進、環境にやさしい自動車利用促進や公共交通機関の整備と利用促進 ● 火葬場などの必要な供給処理施設の適正な配置

③環境美化の方針

《環境負荷の少ない循環型の地域社会の構築》

ごみの処理は現在、主に尾三衛生組合が運営する東郷美化センターで適正に行われています。しかし、人口の増加とともにごみは増え続けるため、分別の徹底による減量化と、「リデュース」・「リユース」・「リサイクル」（3R）の実践による再利用資源回収率の向上を図ります。併せて、ごみの計画収集の充実、リサイクルステーションの適正な管理運営や処理施設の運営など広域事業の維持に努めます。

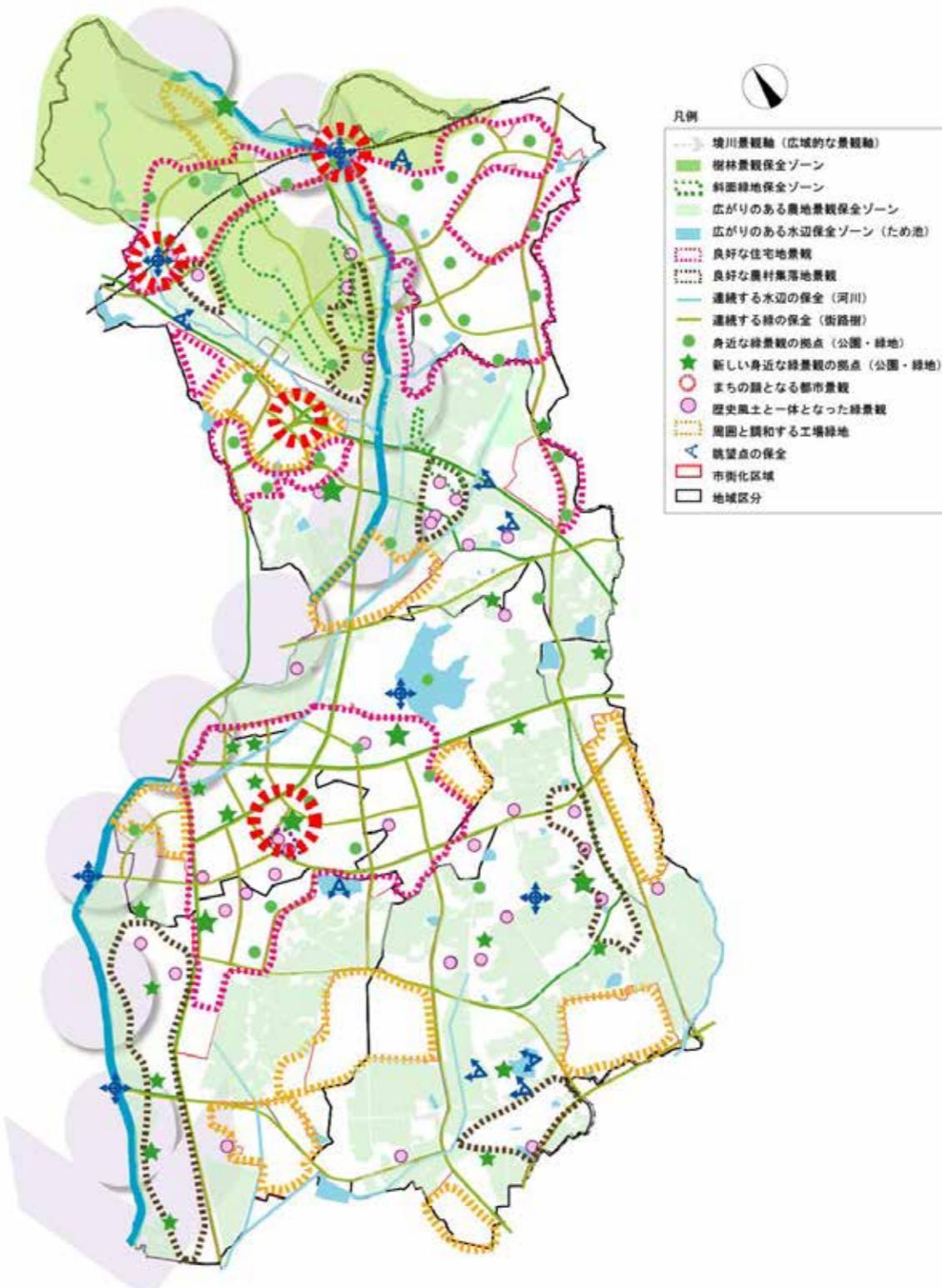
また、[環境負荷の軽減に向けた再生可能エネルギーの活用や、省エネルギー性能の高い機器の導入など効率的なエネルギーの利用促進により、温室効果ガスの削減を目指します。](#)

《環境負荷の少ない循環型の地域社会の構築》	<input checked="" type="checkbox"/> 快適な暮らしの環境をコーディネートする <input type="checkbox"/> 水と緑の環境を守り、未来へつなぐ <input type="checkbox"/> 交通ネットワーク、公共交通を充実する <input type="checkbox"/> 産業の発展と交流の促進によるにぎわいをつくる <input type="checkbox"/> 安全で安心できる都市生活を確保する <input type="checkbox"/> 参加と協働のまちづくりを進める
	<ul style="list-style-type: none"> • 環境美化の方針 ⇒ <ul style="list-style-type: none"> ● ごみの適正処理と環境美化 ● 「3R」（リデュース・リユース・リサイクル）の推進 ● 効率的なエネルギーの利用促進

※1.リデュース：廃棄物発生の抑制、例）詰め替え容器に入った製品や簡易包装の製品を選ぶ、耐久性の高い製品や省資源化設計の製品を選ぶ、など

※2 リフューズ：不要ものの受け取り拒否、例）マイバックを持ち買い物袋の利用を断る、過剰な包装は断る、など

II あらわしへの基本計画



II まちがいへの基本計画

6. 都市防災の方針

みよし市の目指すまちづくりの将来像（いつまでも住み続けたいまち）を実現するため、災害への備えや地域防災力の視点から、おおむね20年間を見据えて取り組むべき施策の基本的方向を都市防災の方針として示します。

(1) 基本方針

(都市防災の基本方針)

地域で支え合い、災害に強いまちをつくる

安全で安心して住み続けることができるまちづくりを目指している本市においては、住民の生命、身体および財産を災害から保護する「防災」は最も基本的で重要なことを意味しています。

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70~80%程度と予測されており、本市は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にあります。また、近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、洪水、土砂災害などの災害リスクが高まっています。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていくことが重要です。

このため、「みよし市地域防災計画」との整合を図りながら、道路や公園などの防災上重要な施設の整備を進め、住民の安全な暮らしの実現に努めます。

また、災害発生時における迅速な災害対応、避難誘導などを可能にするため、地区防災訓練の充実や、防災に対する住民意識の高揚や啓発、「自助」、「共助（互助）」の意識を醸成することにより、地域防災力を高めます。

都市防災の方針

- ①災害に強いまちづくり —— 《防災都市基盤の整備》
—— 《市街地の不燃化、耐震化》
- ②地域防災力の向上 —— 《防災意識の向上、防災力の強化》

6. 都市防災の方針

(1) 基本方針

(都市防災の基本方針)

地域で支え合い、災害に強いまちをつくる

安全で安心して住み続けることができるまちづくりを目指している本市においては、住民の生命、身体および財産を災害から保護する「防災」は最も基本的で重要なことを意味しています。

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70~80%程度と予測されており、本市は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にあります。また、近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、洪水、土砂災害などの災害リスクが高まっています。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていくことが重要です。

このため、「みよし市地域防災計画」との整合を図りながら、道路や公園などの防災上重要な施設の整備を進め、住民の安全な暮らしの実現に努めます。

また、災害発生時における迅速な災害対応、避難誘導などを可能にするため、地区防災訓練の充実や、防災に対する住民意識の高揚や啓発、「自助」、「共助（互助）」の意識を醸成することにより、地域防災力を高めます。

都市防災の方針

- ①災害に強いまちづくり —— 《防災都市基盤の整備》
—— 《市街地の不燃化、耐震化》
- ②地域防災力の向上 —— 《防災意識の向上、防災力の強化》

新

まちづくりの基本計画



図 都市防災の方針

II - 41

旧

まちづくりの基本計画



図 都市防災の方針

II - 41

7. 参加型まちづくりの方針

みよし市の目指すまちづくりの将来像（自立したまち）を実現するため、地域住民が主体となったまちづくりの視点から、おおむね 20 年間を見据えて取り組むべき施策の基本的方向を住民参加型まちづくりの方針として示します。

(1) 基本方針

(参加型まちづくりの基本方針)

住民参加と協働によるまちづくりを進めるための仕組みをつくる

まちづくりの基本目標⑥において述べたように、これからまちづくりにおいては、地域住民やコミュニティが主体となって自分たちのまちづくりを考えしていくことが非常に重要です。

このため、住民へのまちづくりに関する情報公開や住民がまちづくりに参加しやすい環境づくりを進めるとともに、住民が主体となって考えるまちづくりが、現実に機能するための仕組みを整えます。

参加型まちづくりの方針

- ①住民発意・提案のまちづくり ——《住民発意・提案のまちづくり》
- ②参画機会の充実 ——《情報公開の充実》
——《参画機会の充実》

(2) 参加型まちづくりの方針

①住民発意・提案のまちづくり

《住民発意・提案のまちづくり》

地域住民が自ら考え、提案できるまちづくりのシステムとして、市土地利用条例に基づき、「地区まちづくり計画」を進めます。

地区まちづくり計画を策定しようとする住民（地区まちづくり協議会）は、身近な地域の将来あるべき姿や、その実現のために何が必要かを検討し、「地区まちづくり計画」としてまとめ、市へ提案することができます。提案された地区まちづくり計画は、まちづくり審議会の意見を踏まえ、本計画に反映されます。市は本計画に反映された計画内容について、優先的に取り扱うものとします。

7. 参加型まちづくりの方針

(1) 基本方針

(参加型まちづくりの基本方針)

住民参加と協働によるまちづくりを進めるための仕組みをつくる

まちづくりの基本目標⑥において述べたように、これからまちづくりにおいては、地域住民やコミュニティが主体となって自分たちのまちづくりを考えていくことが非常に重要です。

このため、住民へのまちづくりに関する情報公開や住民がまちづくりに参加しやすい環境づくりを進めるとともに、住民が主体となって考えるまちづくりが、現実に機能するための仕組みを整えます。

参加型まちづくりの方針

- | | |
|----------------------------------|-------------|
| ①住民発意・提案のまちづくり ——《住民発意・提案のまちづくり》 | ——《情報公開の充実》 |
| ②参画機会の充実 ——《情報公開の充実》 | ——《参画機会の充実》 |

(2) 参加型まちづくりの方針

①住民発意・提案のまちづくり

《住民発意・提案のまちづくり》

地域住民が自ら考え、提案できるまちづくりのシステムとして、市土地利用条例に基づき、「地区まちづくり計画」を進めます。

地区まちづくり計画を策定しようとする住民（地区まちづくり協議会）は、身近な地域の将来あるべき姿や、その実現のために何が必要かを検討し、「地区まちづくり計画」としてまとめ、市へ提案することができます。提案された地区まちづくり計画は、まちづくり審議会の意見を踏まえ、本計画に反映されます。市は本計画に反映された計画内容について、優先的に取り扱うものとします。

このため、市は地区まちづくり計画の趣旨および内容を住民に積極的に PR し、地区まちづくり計画の策定を奨励するとともに、専門家の派遣などの支援を行います。